

令和3年度版

かがわの男女共同参画

(令和2年度 年次報告書)

香 川 県

はじめに

この「かがわの男女共同参画」は、香川県男女共同参画推進条例第17条に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものです。

本書では、平成27年12月に策定した「第3次かがわ男女共同参画プラン」の施策体系に沿って、令和2年度の推進状況などを取りまとめています。

■ 目次

第1部 男女共同参画の推進状況	
第3次かがわ男女共同参画プラン 施策体系	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進	
重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し	5
重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	7
重点目標3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	9
重点目標4 国際的視点に立った男女共同参画の推進	10
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	
重点目標5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	13
重点目標6 男女の仕事と生活の調和	15
重点目標7 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	19
重点目標8 農山漁村での男女共同参画の推進	21
重点目標9 地域における男女共同参画の推進	23
重点目標10 科学技術・学術における男女共同参画の推進	24
基本目標Ⅲ 女性の安全・安心対策の推進	
重点目標11 女性へのあらゆる暴力の根絶	28
重点目標12 生涯を通じた女性の健康支援	31
重点目標13 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備	32
目標とする指標の状況	35
第2部 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況	39
第3部 県内市町の状況	
男女共同参画・女性問題に関する推進体制	59
男女共同参画に関する計画の策定状況・条例の制定状況	60
審議会等女性委員の登用	61
首長等の状況、女性公務員の管理職登用状況	62
男女共同参画に関する施設、男女共同参画に関する宣言	63
第4部 資料	
男女共同参画の現状に関する統計	67
関係法令等	
・香川県男女共同参画推進条例	81
・男女共同参画社会基本法	86
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	92
・男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への苦情の申出にかかる処理要綱	104
・香川県男女共同参画推進本部規則	107
・かがわ男女共同参画推進員設置要綱／推進員名簿	110
・香川県男女共同参画審議会委員名簿	113

第 1 部

男女共同参画の推進状況

■ 第3次かがわ男女共同参画プラン施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進	1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し	(1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 (3) メディア等における男女共同参画の視点での表現
	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習 (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
	3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	男女共同参画の視点に立った県民挙げての防災体制の確立
	4 国際的視点に立った男女共同参画の推進	国際的視点に立った男女共同参画の推進
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供
	6 男女の仕事と生活の調和	(1) 従来型の働き方の改革などによる仕事と生活の調和の実現 (2) 地域における子育てや介護支援の充実
	7 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(1) 働く女性の活躍推進 (2) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 (3) 働く男女の健康管理対策の推進 (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備
	8 農山漁村での男女共同参画の推進	(1) 女性の主体的な経営参画推進 (2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり
	9 地域における男女共同参画の推進	地域における男女共同参画の推進
	10 科学技術・学術における男女共同参画の推進	科学技術・学術における男女共同参画の推進
III 女性の安全・安心対策の推進	11 女性へのあらゆる暴力の根絶	(1) 女性への暴力を根絶するための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (3) 性犯罪への対策の推進 (4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 (5) 売買春への対策の推進 (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (7) ストーカー行為等への対策の推進
	12 生涯を通じた女性の健康支援	生涯を通じた女性の健康支援
	13 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性への支援 (2) 高齢者・若年者・障害者等への支援

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度または慣行について配慮することを基本理念としており、これまで男女平等の視点に立った法律や制度が整備されてきました。しかし、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。

男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要です。

このため、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていくような気運を醸成していきます。

また、学校や地域、家庭において男女共同参画を推進し、主体的に進路を選択する力を身につけるような教育・学習を推進するとともに、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立していきます。

重点目標 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていくような気運の醸成を図ります。

■主な事業の状況

(1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

○男女共同参画協働事業（男女参画・県民活動課）

男女共同参画に関する特定課題を地域団体等と協働で解決していくための事業として、「男女共同参画協働事業」を実施しました。

①男女共同参画の視点で ～新型コロナ禍をふまえた防災を考える～

開催日：令和2年10月14日（水） 参加者：111人

②男女共同参画の視点に立った地域リーダーの養成

開催日：令和3年2月5日（金）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○男女共同参画週間の周知（男女参画・県民活動課）

「男女共同参画週間（6月23日～29日）」を周知するパネル展（期間：令和2年6月22日（月）～6月26日（金）／場所：県庁ギャラリー）を実施しました。

○農山漁村女性の日の啓発（農業経営課）

「農山漁村女性の日（3月10日）」を前に、啓発ポスターの掲示のほか、女性農業者の活動についてパネルや生産物を展示して紹介しました。（期間：令和3年2月26日（金）～28日（日）／場所：イオンモール綾川）

○男女共同参画推進員（男女参画・県民活動課）

県民の積極的な参加と協力を促進するために、地域で男女共同参画社会づくりに向けて活動し、行政と県民とのパイプ役となる男女共同参画推進員（42人）を全市町に配置し、その活動を支援しました。

○かがわ男女共同参画相談プラザ（男女参画・県民活動課）

性別による差別的取扱いなどに関する悩みや相談について、面接、電話、メールなどによる一般相談を実施しました。（一般相談1,599件／特別相談0件）

○性的少数者（LGBT）専門相談（人権・同和政策課）

偏見や無理解のため困難な状況におかれている性的少数者の当事者やその家族などからの様々な悩みに寄り添った相談を実施しました。（電話相談（4月～3月）45件）、メール・SNS相談（8月～3月）76件）

○市町男女共同参画計画の策定促進（男女参画・県民活動課）

市町男女共同参画主管課長会議などを通じて、地域の実情に合った男女共同参画計画の策定を働きかけました。市町男女共同参画計画策定率は、令和2年度末現在で94.1%となっています。（未策定：まんのう町）

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

○年次報告書の作成（男女参画・県民活動課）

県の男女共同参画の状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況のほか、市町の男女共同参画推進状況や各種データを掲載した年次報告書「かがわの男女共同参画」を作成しました。

○男女共同参画ライブラリーの充実（男女参画・県民活動課）

香川県社会福祉総合センター福祉ライブラリー内の男女共同参画コーナーに、男女共同参画関連の図書を整備しました。（蔵書：図書 1,761 冊、DVD 等 53 本）

○ホームページの公開（男女参画・県民活動課）

ホームページ「かがわの男女共同参画」を公開し、「香川県男女共同参画推進条例」、「第次かがわ男女共同参画プラン」や男女共同参画に関する相談窓口などについて情報を提供しました。

また、ホームページ「かがわ女性の輝き応援団」により、女性が活躍するために必要な情報を部局横断的に提供しました。

(3) メディア等における男女共同参画の視点での表現

○青少年保護育成条例に基づく有害図書等の指定（子ども政策課）

香川県青少年保護育成条例により、令和2年度は、青少年の健全な育成を害する恐れがある図書9冊を有害図書に指定したほか、同条例において「有害図書等の販売等の禁止」が定められていることから、県内書店等で有害図書等の陳列方法等を確認するなど、有害な環境の浄化を行いました。

○県の広報・出版物での男女共同参画の視点に立った表現の推進

（男女参画・県民活動課）

県が発行・制作する広報・出版物について、男女共同参画の視点に立ち、女性の人権などに配慮した表現となるよう努めました。

○香川県青少年保護育成条例広報リーフレットの配布（子ども政策課）

香川県青少年保護育成条例の啓発チラシ（携帯電話フィルタリングの設定、有害図書等の販売等の禁止）を携帯電話販売店や書店等に配布し、条例遵守について啓発を行いました。

重点目標 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画に関する理解を深め、主体的に進路を選択する能力と態度を身につけるような教育・学習の充実を図ります。

■主な事業の状況

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

○男女共同参画を推進する講演会における男性の参加促進（男女参画・県民活動課）

男女共同参画は男性にとっても重要であることから、男女共同参画を推進する各種講演会の開催にあたっては、夫婦等での参加を促すなど、男性も参加しやすくなるよう工夫しました。なお、令和2年度末における男女共同参画の推進に関する講演会男性参加者数〔累計〕は、853人です。

○家庭教育推進専門員資質向上研修（生涯学習・文化財課）

保護者の方々が自分の家庭教育や子育ての悩みや子どもとの接し方などを話し合う中で、お互いに学んでいくことができるように、幼稚園や小学校などで開催されるワークショップを運営する家庭教育推進専門員の資質向上のための研修会を開催しました。

（ファシリテーション専門研修…開催日：令和2年10月3日（土）／場所：香川大学地域連携・生涯学習センター）

○保護者への啓発活動（生涯学習・文化財課）

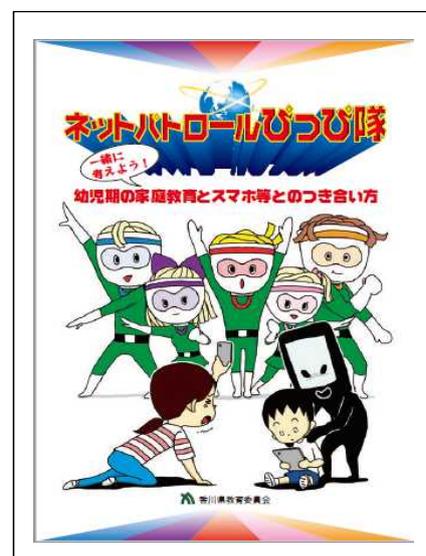
家庭教育支援に関する情報を内容とする啓発冊子「3歳児のいいところミッケ!」、「今こそ家庭教育」、「地域でいきいき子育て」、「思春期サポートブック」、「ネットパトロールびっぴ隊」を保護者に配付するとともに、幼児の保護者を対象としたスマートフォン等の適正利用に関する動画教材を作成し、小学校、幼稚園等に配付しました。

○家庭教育相談窓口（教育センター）

相談窓口を周知する相談カードを作成し、子どもや保護者に配布するとともに、家庭教育などに不安を持つ保護者に対し、電話相談や来所相談を実施しました。（子育て電話相談 1,041件、来所相談 863件）

○教職員を対象とする研修（教育センター）

教職員が男女共同参画の理念を正確に理解し、男女共同参画意識を高め、児童生徒一人ひとりの個性と能力を尊重する教育を推進するための研修を実施しました。



(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

○高校生の就職活動の支援（高校教育課）

就職を希望する生徒に対する就職相談や企業求人の開拓などを行うジョブ・サポート・ティーチャーを配置するとともに、望ましい職業観・勤労観を育成するための進路指導講演会や職場定着のためのセミナーを開催するなど、高校生の就職活動を支援しました。

○生涯学習に関する情報提供（生涯学習・文化財課）

ホームページ「かがわ学びプラザするするドットネット」により、男女共同参画に関する指導者を紹介するなど、生涯学習に関する各種情報を提供しました。

重点目標 3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

■主な事業の状況

男女共同参画の視点に立った県民挙げての防災体制の確立

○県の防災会議委員への女性の参画の促進（危機管理課）

地域防災計画の策定等にあたり多様な主体の参画を推進するため、積極的な女性委員の登用に努めており、令和2年度は女性委員の比率が15.0%(対前年度1.7%増)となっています。

○地域の防災を担う女性リーダーの養成（危機管理課）

防災の現場において、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所運営、被災者支援等を実施するため、女性リーダーの養成に努めるとともに、防災士の資格取得に対して支援を行う市町に助成を行いました。令和3年3月31日現在、県内の女性防災士の人数は586名となっています。

また、平成28年度に「自主防災活動アドバイザー制度」を新たに設け、女性5名を含む37名を「自主防災活動アドバイザー」として委嘱し、活動が活発でない自主防災組織などに対して、アドバイザーを派遣し、組織強化や防災活動強化のための指導・助言を行いました。

	H28年 3月末	H29年 3月末	H30年 3月末	H31年 3月末	R2年 3月末	R3年 3月末
防災士数	1,330名	1,627名	1,994名	2,267名	2,736名	2,919名
うち女性	192名	259名	337名	386名	522名	586名
割合	14.4%	15.9%	16.9%	17.0%	19.0%	20.0%

○男女共同参画協働事業（男女参画・県民活動課）（再掲 重点目標1）

男女共同参画に関する特定課題を地域団体等と協働で解決していくための事業として、防災における男女行動参画を推進するためのセミナーを開催しました。

「男女共同参画の視点で ～新型コロナ禍をふまえた防災を考える～」

開催日：令和2年10月14日（水） 参加者：111人

重点目標 4 国際的視点に立った男女共同参画の推進

国際的な規範や基準の普及・啓発を図るとともに、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる香川づくりに努めます。

■主な事業の状況

国際的視点に立った男女共同参画の推進

○女子差別撤廃条約など国際的な規範の周知（男女参画・県民活動課）

ホームページ「かがわの男女共同参画」などを通じ、女子差別撤廃条約など国際的な規範や基準などについて周知しました。

○外国人のための相談など（国際課）

令和元年度から、香川国際交流会館（アイパル香川）に外国人の生活全般に係る一元的な相談窓口として「かがわ外国人相談支援センター」を開設し、その運営を公益財団法人香川県国際交流協会に委託しています。また、同協会では、外国人の日常生活でのトラブルを解決する一助とするために、「人権・法律相談」及び「行政相談」を実施するとともに、日本語教室の開催や通訳等ボランティアの派遣など、日本語が十分でない外国人に対する支援を行いました。

○かがわ国際フェスタの開催（国際課）

国際交流や国際協力、多文化共生への理解を深める機会とするため「かがわ国際フェスタ 2020」を開催しました。今回の「かがわ国際フェスタ」は例年とは開催形式を変え、「かがわ国際フェスタ月間」として、開幕日（10月11日（日））のオープニングイベントを皮切りに1ヶ月間、県内国際交流団体の展示とインターネットでの配信を中心に開催しました。（開催期間：令和2年10月11日（日）～11月10日（火）／場所：アイパル香川／参加者：約9,300名※配信動画の閲覧者数を含む）

トピックス

令和2年度 かがわ男女共同参画相談プラザ 相談状況

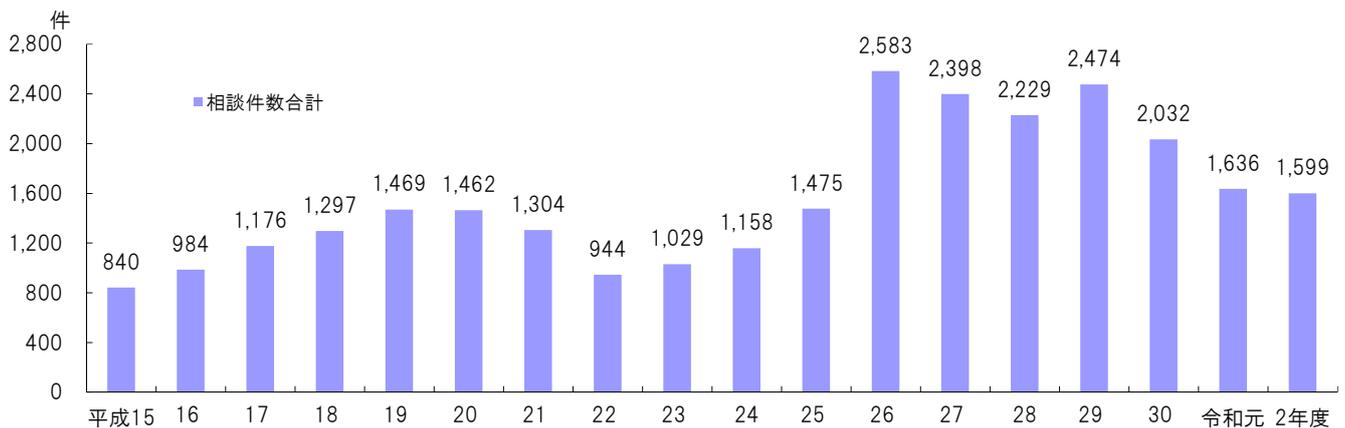
令和2年度のかがわ男女共同参画相談プラザの相談件数は一般相談は1,599件となっています。特別相談は、弁護士による「法律相談」、医師・臨床心理士による「こころの相談」ともに0件でした。

相談内容については、配偶者・子ども・親族など、家庭に関する相談が多く、その中でも配偶者に関する相談が多くを占めています。次いで、医療に関する相談が最も多く、その中でも精神的問題が多くを占めています。

相談件数

(件)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般相談	798	937	1,143	1,243	1,425	1,416	1,259	911	1,011	1,135	1,455	2,577	2,391	2,226	2,469	2,028	1,633	1,599
特別相談	法律相談	32	40	31	40	31	37	30	23	15	12	3	5	1	3	3	3	0
	こころの相談	10	7	2	14	13	9	15	10	5	8	3	2	2	1	0	0	0
合計	840	984	1,176	1,297	1,469	1,462	1,304	944	1,029	1,158	1,475	2,583	2,398	2,229	2,473	2,031	1,636	1,599



相談内容

(件)

	一般相談	特別相談	法律相談	こころの相談	計
家庭の問題	506	0	0	0	506
うち配偶者	276	0	0	0	276
うち配偶者暴力	4	0	0	0	4
うち子ども	141	0	0	0	141
うち親族など	89	0	0	0	89
男女問題・セクハラ等人間関係	137	0	0	0	137
経済関係	47	0	0	0	47
医療関係	433	0	0	0	433
その他	26	0	0	0	26
問い合わせ	450	0	0	0	450
計	1,599	0	0	0	1,599

※主たる相談内容による分類

■ 基本目標 II あらゆる分野における女性の活躍の推進

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、男女が相互に協力しながら家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活とその他の活動の両立が図られるようにすることが重要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や人材育成を進めるとともに、男女の仕事と生活の調和や、雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に対応するために、農山漁村、地域コミュニティ、科学技術など、あらゆる分野において女性の活躍を推進します。

重点目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画促進について、県の取組みを進め、市町や企業などへの働きかけを行うとともに、人材の養成に努めます。

■主な事業の状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

○県の審議会等委員への女性の参画の促進（男女参画・県民活動課）

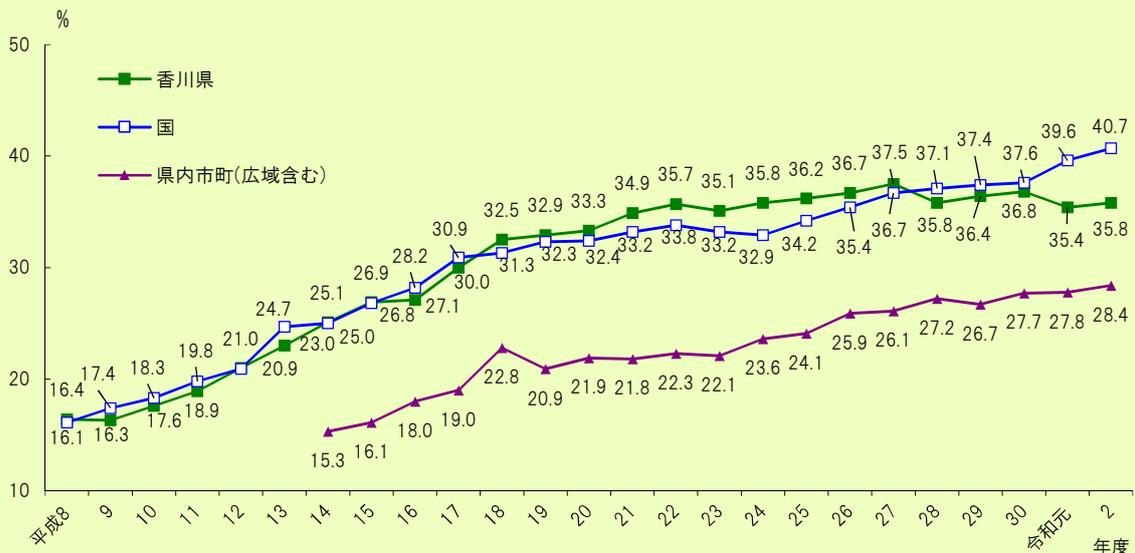
女性委員の割合の定期的把握と改選時期を踏まえた女性委員登用の個別的要請を行うなどの取組みを進めました。県の審議会等に占める女性委員の割合は、令和3年3月31日現在35.8%となっています。

○市町・各種団体などでの取組みの要請（男女参画・県民活動課）

市町男女共同参画主管課長会議などを通じて、市町の審議会等委員への女性の参画促進や、職域拡大などによる女性職員の管理・監督者への登用を要請しました。市町の審議会等に占める女性委員の割合は、令和2年4月1日現在28.4%となっています。

審議会等に占める女性委員の割合

県の審議会等の女性委員の割合について、全体として上昇傾向にありますが、近年は横ばいで推移しています。県では、概ね40%以上をすることを目標としており、引き続き重点的に取り組んでいきます。



※国：各年度9月末現在、県：各年度末現在、市町：各年度4月1日現在

資料：香川県…香川県男女参画・県民活動課調べ

国…内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

市町…内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

○女性団体との意見交換（男女参画・県民活動課）

女性団体と知事とで、男女共同参画をはじめ県政の課題について意見交換を行いました。

- ・香川県婦人団体連絡協議会と知事との意見交換会
（開催日：令和2年10月21日（水）／場所：香川県庁）
- ・香川県各種女性団体協議会と知事との懇談会
（開催日：令和2年11月12日（木）／場所：香川県庁）

○女性職員の管理・監督者への登用の推進（人事・行革課）

平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、男女の機会均等の確保と職域の拡大により、女性職員の管理・監督者への登用を推進しました。県職員の女性管理職（教育委員会、警察本部を含む）の割合は、令和3年4月1日現在では13.8%となっています。

平成28年3月に策定し、令和3年3月に改訂した「女性活躍推進法に基づく香川県特定事業主行動計画2021」では、女性管理職の割合の数値目標（知事部局及び病院局・委員会事務局等の場合は18%（令和7年度））等を定めています。

（2）人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

○男女共同参画協働事業（男女参画・県民活動課）（再掲 重点目標1）

男女共同参画に関する特定課題を地域団体等と協働で解決していくための事業として、防災における男女共同参画を推進するためのセミナーを開催しました。

○女性リーダー養成事業（男女参画・県民活動課）

女性自身が意識を高め行動することの必要性を啓発し、リーダーとして責任を果たせる人材を養成する4回の連続講座「女性リーダー養成講座」を開催しました。（開催日：令和2年9月16日（水）、10月16日（金）、11月11日（水）、12月10日（木）／場所：高松市男女共同参画センター／参加者41名）

○地域の防災を担う女性リーダーの養成（危機管理課）（再掲 重点目標3）

防災の現場において、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所運営、被災者支援等を実施するため、女性リーダーの養成に努めるとともに、防災士の資格取得に対して支援を行う市町に助成を行いました。令和3年3月31日現在、県内の女性防災士の人数は586名となっています。

また、平成28年度に「自主防災活動アドバイザー制度」を新たに設け、女性5名を含む37名を「自主防災活動アドバイザー」として委嘱し、活動が活発でない自主防災組織などに対して、アドバイザーを派遣し、組織強化や防災活動強化のための指導・助言を行いました。

	H28年 3月末	H29年 3月末	H30年 3月末	H31年 3月末	R2年 3月末	R3年 3月末
防災士数	1,330名	1,627名	1,994名	2,267名	2,736名	2,919名
うち女性	192名	259名	337名	386名	522名	586名
割合	14.4%	15.9%	16.9%	17.0%	19.0%	20.0%

重点目標 6 男女の仕事と生活の調和

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むことの必要性や意義などについて広報・啓発に努めます。また、地域における子育てや介護支援の充実を図ります。

■主な事業の状況

(1) 従来型の働き方の改革などによる仕事と生活の調和の実現

○働き方改革推進アドバイザーの派遣（労働政策課）

仕事と生活の調和を図りながら働くことができる職場環境づくりや働き方改革を推進するため、働き方改革推進アドバイザーを県内の企業に派遣し、一般事業主行動計画の策定や就業規則等の見直しの支援、子育て行動計画策定企業認証マークの取得促進等の働きかけ等を行いました。（訪問企業数：305社）



○働き方改革関連法セミナーの開催（労働政策課）

中小企業等を対象に、働き方改革関連法のポイントとなる同一労働同一賃金についてのセミナーを Web 配信形式により開催しました。

○かがわ働き方改革環境づくり助成金の交付（労働政策課）

働き方改革推進宣言を行い、社内労働環境の整備や、在宅勤務等の柔軟な働き方の推進を行う企業のうち、優れた事業計画を作成した企業に対し、その取組みに要する経費の一部を助成しました。

○子育て行動計画策定企業認証マークの交付（労働政策課）

優れた一般事業主行動計画を策定し、労働者が働きながら子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内の中小企業（常時雇用者数 100 人以下）21 社（累計 272 社）に「子育て行動計画策定企業認証マーク」を交付しました。

○かがわ働き方改革推進大賞表彰（労働政策課）

「かがわ働き方改革推進宣言」（登録企業数：191 社（令和 3 年 3 月末時点））に登録し、働き方改革の取組みが他の模範となるよう優れている、もしくは着実な成果が認められる事業所を表彰しました。（最優秀賞：認定特定非営利活動法人わははネット、優秀賞：株式会社デコ・ラボ）

○「みんなでワーク・ライフ・バランスを考えよう」パネル展の開催（労働政策課）

県内 2 箇所でパネル展を開催し、ワーク・ライフ・バランスの必要性や効果、導入の手順について説明したパネルをはじめ、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内の企業（子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業）のパネルを紹介しました。

○おやじの会の活動促進（生涯学習・文化財課）

新しい生活様式の中でも子どもたちが友達と協力すること、交流することの楽しさを感じられるよう小学校4校をオンラインでつなぎ、各校の学校紹介と8種類のゲームで得点を競う「合同キャンプ～オンラインバトル～」を開催しました。（開催日：令和2年11月23日（月・祝）/場所：高松市立栗林小学校・高松市立亀阜小学校・高松市立下笠居小学校・高松市立大野小学校）

○「イクケン香川」たまご育て事業（子ども政策課）

子育て家庭を含む地域の方々全般を対象とし、子育てに関する正しい知識や子育て支援の情報を学ぶとともに、子育て家庭と地域の方が互いに身近に感じられる講座等を実施しました。

① 地域でたまご応援講座「木育キャラバン」

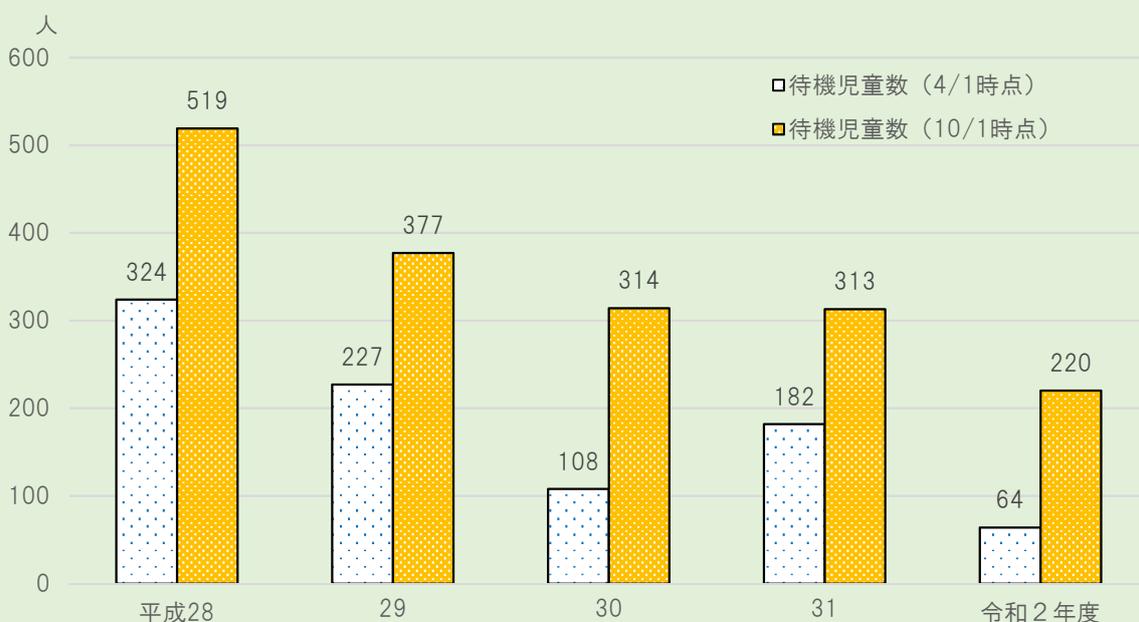
開催日：令和2年11月12日（木）/13日（金）/14日（土） 参加者：173人

② ママになった mimika ちゃんと一緒にめぐる子育てバスツアー

開催日：令和2年10月23日（金） 参加者：30人

（2）地域における子育てや介護支援の充実

保育所等利用待機児童の推移（香川県）



資料：子ども家庭課調べ

○保育士人材バンクによる保育人材確保（子ども家庭課）

保育所等利用待機児童の解消に向けて、保育士資格を有しながら保育士として就労していない、いわゆる潜在保育士等に保育所の求人情報を提供・斡旋し、就職を支援する保育士人材バンクを、平成25年8月に香川県社会福祉協議会に設置しました。令和2年度は52人が就職しました。

○保育士就職相談会の開催（子ども家庭課）

保育所等利用待機児童の解消に向けて、保育士資格を活用して保育所（園）で働くことを考えている方を対象に就職相談会を開催しました。（開催日：令和2年8月10日（月・祝）/場所：香川県社会福祉総合センター、開催日：令和2年11月23日（月・祝）/場所：穴吹学園ホール）

○病児・病後児保育事業の実施（子ども家庭課）

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児・病後児保育事業を県内 21 か所で実施しました。

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（子ども家庭課）

昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、県内 293 か所で放課後児童クラブを実施しました。また、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図りました。

○母子・父子自立支援員による相談（子ども家庭課）

ひとり親家庭などの生活や就業に関する相談や自立に必要な助言など、母子・父子自立支援員による相談を実施しました。

○「みんな子育て応援団大賞」の顕彰（子ども政策課）

子育て支援に積極的に取り組んでいる団体、企業、店舗等を顕彰し、広く県民の方々に広報することにより、子育て支援の取組みの促進や気運の醸成を図ることを目的として、「みんな子育て応援団大賞」の顕彰事業を実施しました。令和 2 年度は、知事賞と四国新聞社賞を合わせて 4 団体が受賞しました。（知事賞：特定非営利活動法人未来 ISSEY、香川ヤクルト販売株式会社／四国新聞社賞：山本町環境保全会、生活協同組合コープかがわ）

○利用者支援事業の実施促進（子ども政策課）

子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・助言などを行う利用者支援事業を実施する市町に対して補助を行い、事業の実施を促進しました。

（実施市町数：7 市 4 町 実施か所数：14 か所）

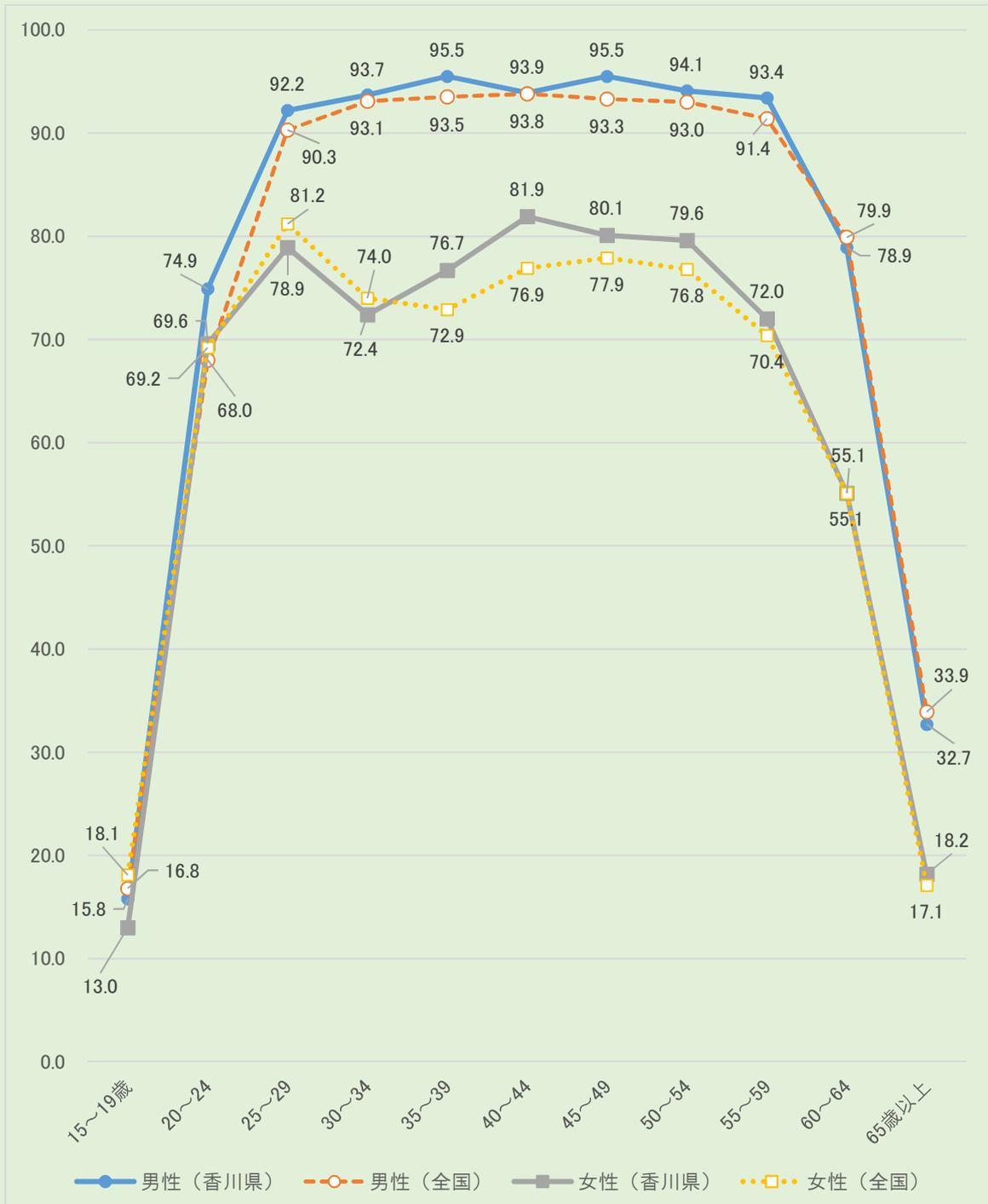
○地域子育て支援拠点事業の実施促進（子ども政策課）

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して、補助を行い、事業の実施を促進しました。

（実施市町数：8 市 9 町 実施か所数：99 か所）

年齢階級別有業率（香川県）

女性の有業率を年代別にグラフ化すると、30歳代を谷とするM字型を描いています。これは、結婚や出産を機に就業を中断する女性が多いことを示しています。



資料：総務省「就業構造基本調査」（H29）

重点目標 7 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性の能力発揮のための積極的取組みに向けた気運の醸成を図ります。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨の周知を図るとともに、同法がより確実に遵守され定着するよう努めます。

■主な事業の状況

(1) 働く女性の活躍推進

○女性活躍推進法の普及促進（労働政策課）

「女性活躍推進法」の主旨を踏まえて、女性が職業能力を十分に発揮できるよう、働きたい女性のための相談会（開催日：令和2年12月5日（土））を実施しました。

○働く女性活躍促進啓発（労働政策課）

働く女性の活躍を促進するため、女性活躍や働きやすい職場環境づくりに優れた取組みを行っている企業等の表彰、広報誌・ホームページ等を活用した情報発信を行いました。

(2) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

○男女雇用機会均等法の周知（労働政策課）

公正な採用選考を実現するためのリーフレット「採用・選考の差別解消のための経営者、人事担当役員必読書」などにより、男女雇用機会均等法などの周知・啓発を行いました。

○かがわ女性キラサポ大賞（労働政策課）

働くことを希望する女性が、その能力を十分に発揮できるよう、きらめきながら働くことのできる職場環境づくりに向けてサポートする企業等による女性活躍推進自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」（登録企業数：259社（令和3年3月末時点））を登録し、その成果が認められる事業所を表彰しました。（大賞：特定非営利活動法人アイルコート）

○働く女性活躍応援セミナー（労働政策課）

様々な立場の女性の知識拡充や意識啓発・支援及び、管理職や男性労働者の意識改革など働く女性を取り巻く環境整備のためのセミナーを開催しました。（キャリアデザインセミナー（2回）、人事・労務担当者向けセミナー（1回））

(3) 働く男女の健康管理対策の推進

○ホームページでの周知・啓発（労働政策課）

労働福祉の推進のための情報や、労働問題のトラブルに関する相談窓口などについて、労働政策課ホームページ等において周知・啓発しました。

(4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

○労働者が安心して働ける環境づくり（労働政策課）

働き方改革推進アドバイザーを県内の企業に派遣し、企業経営者や管理職、労働者の意識改革を促進するために、労働関係法令等の普及啓発を行いました。

平均所定内給与額格差

男女の給与額の格差は長期的に見れば縮小傾向にはあるものの、依然として女性の給与額は男性の7割程度にとどまっています。



※男性一般労働者の平均所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の給与水準

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

重点目標 8 農山漁村での男女共同参画の推進

農山漁村における女性の主体的な経営参画促進や、政策・方針決定過程への女性の参画促進に取り組みます。また、高齢化の進展を見据え、女性・高齢者が働きやすい就業条件などの整備を進めます。

■主な事業の状況

(1) 女性の主体的な経営参画推進

○家族経営協定の締結推進と認定農業者への誘導（農業経営課）

農業経営に女性の役割を位置づけるため、農業改良普及センターにおいて個別相談やセミナーを行い、家族経営協定の締結を推進した（新規 14 戸）ほか、新たに 8 名の女性を認定農業者へ誘導しました。女性認定農業者の新規認定数〔累計〕は、令和 2 年度末現在で 57 人となっています。

○女性指導漁業士の育成（水産課）

次世代女性リーダーの育成を図るため、市町村を通じて漁協に指導漁業士の推薦を依頼しました。女性指導漁業士の新規認定数〔累計〕は、令和 2 年度末現在で 2 人となっています。

○シンポジウムの開催（農業経営課）

女性農業者の活躍を促進するとともにそれを応援する気運を高めるため、他県で活躍する女性農業者による基調講演とパネルディスカッションによるアグリレディシンポジウムを開催しました。（開催日：令和 2 年 12 月 2 日（水）／場所：サンメッセ香川／参加者：117 人）

○アグリレディセミナーの開催（農業経営課）

女性農業者を対象としたセミナーを 4 地域で開催したほか、安全な農作業と快適化のため、農作業着の素材や機能について学習するセミナーを開催しました。（開催日：令和 2 年 9 月 1 日（火）／場所：丸亀市栗熊コミュニティセンター／参加者：14 人）

○活動事例集の作成（農業経営課）

農業のイメージを明るく情報発信するため、7 名の女性農業者の取組みを収集しパネルや事例集を作成しました。

○農山漁村女性起業活動の支援（農業経営課）

女性の起業活動の充実と経営参画を促進するため、農山漁村女性起業家等を対象に、研修会の情報提供、参加促進を行いました。6 次産業化や農商工連携に新たに取り組む経営体に占める女性の経営体の割合は、令和 2 年度末現在で 30%となっています。

(2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり

○女性起業グループの交流支援（農業経営課）

女性・高齢者が活動しやすい環境づくりを進めるため、女性起業グループを対象に、研修会の情報提供をしました。

○むらの技能伝承士制度の情報提供（農業経営課）

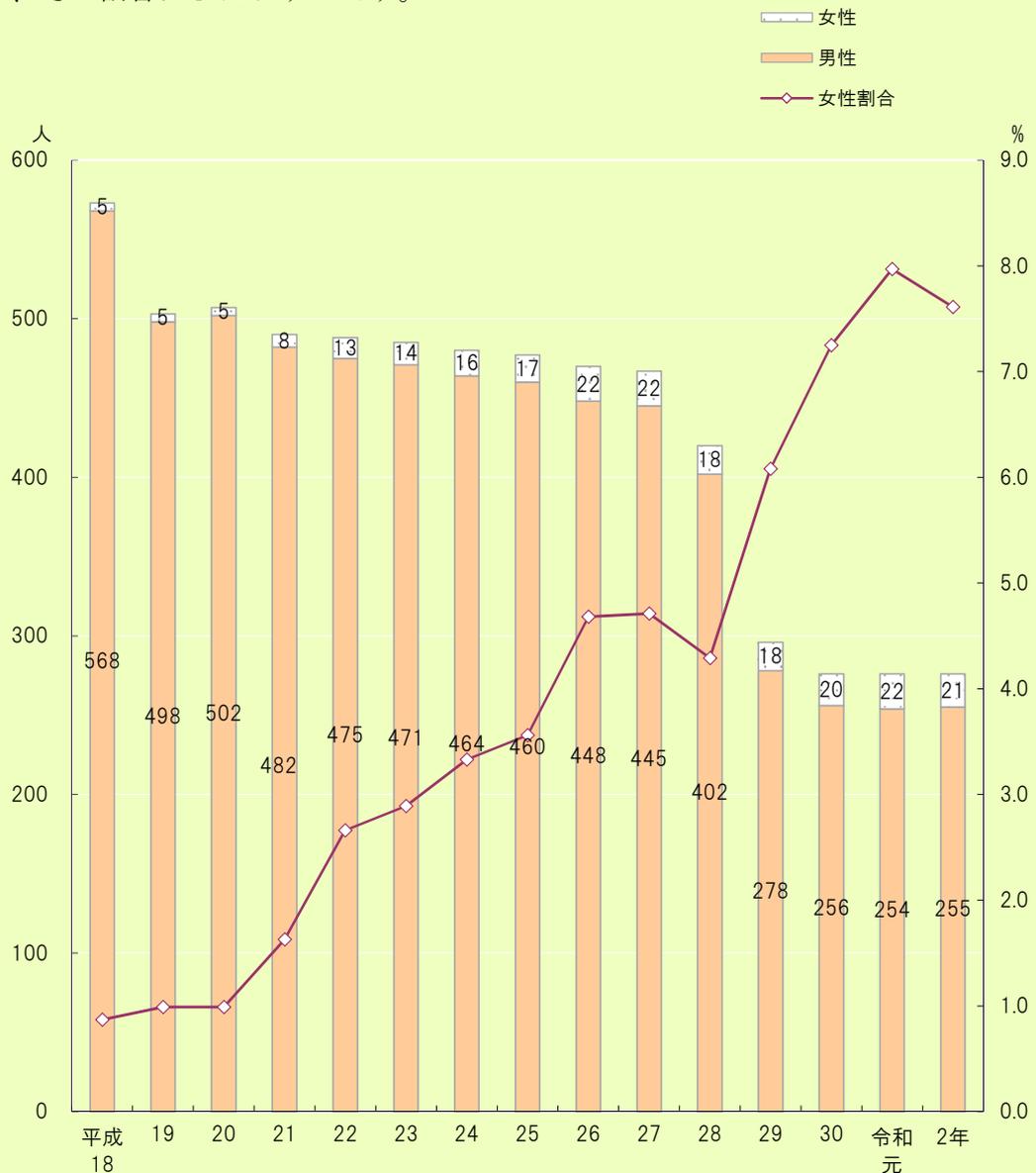
女性や高齢者の持つ知恵や技術の伝承活動を促進するため、香川県むらの技能伝承士制度を推進し、新規に登録された4名の香川むらの技能伝承士を含め、市町や教育委員会へ情報提供するとともに、県HPへの掲載を行いました。

○農業委員会職員研修の開催（農政課）

市町農業委員会の職員に対する研修において、積極的に女性農業委員に参画いただくよう働きかけました。

農業委員数と女性割合（香川県）

各市町の農業委員会を構成する農業委員に就任する女性は少しずつ増えているものの、その割合はまだわずかです。



資料：香川県農政課調べ

重点目標 9 地域における男女共同参画の推進

地域において、男女共同参画の視点を生かしつつ、多様な主体が連携・協働して課題を解決する実践的活動に重点をおいた取組みを進めるとともに、地域におけるさまざまな活動への男女の参画を促進します。

■主な事業の状況

地域における男女共同参画の推進

○男女共同参画における課題解決活動支援事業（男女参画・県民活動課）

地域における男女共同参画を推進するための課題解決に向けた活動を支援するモデル事業を広く公募し、採択された4団体から提案のあったセミナー等を行いました。

（うち1つは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

- ・食べる力をつける 高校生からの家事シェアプロジェクト

（開催日：令和2年10月11日（日）ほか全4回／参加者：計16人）

- ・今こそ！無理しないセルフマネジメント講座

（開催日：令和2年11月1日（日）ほか全4回／参加者：計68人）

- ・SDGs（目標5）ジェンダー平等スタートアップセミナー

女の子はみんな「ピンク」好き？

（開催日：令和2年12月13日（日）／参加者：40人）

- ・誰一人取り残さない！～SDGsアタマになろう～

（開催日：令和3年1月23日（土）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

○男女共同参画協働事業（男女参画・県民活動課）（再掲 重点目標1）

男女共同参画に関する特定課題を地域団体等と協働で解決していくための事業として、防災における男女共同参画を推進するためのセミナーを開催しました。

○男女共同参画推進員（男女参画・県民活動課）（再掲 重点目標1）

県民の積極的な参加と協力を促進するために、地域で男女共同参画社会づくりに向けて活動し、行政と県民とのパイプ役となる男女共同参画推進員を全市町に配置し、その活動を支援しました。

○地域コミュニティ活性化支援事業（地域活力推進課）

地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを推進できるよう、地域コミュニティに対して様々な先進事例や助成制度の情報提供及び助言を継続的に行いました。また、自治会役員や市町職員を対象とした研修会を開催するなど、新たな地域づくりの気づきとなる機会の提供や、「魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金」を通じ、各地域の活動に対して経費の一部を助成することで、地域住民が主体となった魅力ある地域づくり活動に対する支援を行いました。（魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金：10団体）

その他、市町の地域おこし協力隊とも連携を図りながら、県内の地域づくり活動を支援したほか、県内で地域づくり活動に取り組む団体等の情報発信を行いました。

重点目標 10 科学技術・学術における男女共同参画の推進

研究現場を主導する女性研究職・技術職の登用推進を、大学、公的研究機関、企業等に働きかけるとともに、女性研究者・技術者が継続して活動できる環境整備や、科学技術の魅力伝えることができる理科教育の推進などに努めます。

■主な事業の状況

科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 未来をつくるリケジョフェスタ in かがわ開催事業（男女参画・県民活動課）
科学技術・学術分野における男女共同参画を推進するため、進路の選択を行う女子中高生及びその保護者を対象に、「未来をつくるリケジョフェスタ in かがわ」の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。
- 香川県高校生科学研究発表会（高校教育課）
県内の高校生が、理数系の課題研究や理数系部活動における活動・研究成果を発表しました。オンラインでの口頭発表と誌上でのポスター発表の各部門を設けて、大学教授等による審査を行い、優れた発表に対して表彰しました。
（開催日：令和2年8月8日（土）／場所：各参加校）
- 科学の甲子園・科学の甲子園ジュニア 香川県予選（義務教育課・高校教育課）
科学的な知識や技能をチームとして競うことで、生徒の興味・関心や学習意欲の向上、協働的な学習態度を育成し、科学好きの裾野を広げるとともにトップ層を伸ばすことを目的として、高校生を対象とした「科学の甲子園」、中学生を対象とした「科学の甲子園ジュニア」の香川県予選を実施しています。
高校生「科学の甲子園」香川県予選
（開催日：令和2年10月17日（土）／場所：香川県教育センター）
中学生「科学の甲子園ジュニア」香川県予選
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- 奨学金による経済的支援事業の推進（政策課）
 - ・大学生等奨学金
意欲や能力があり、経済的理由で就学が困難な者が、安心して大学等で学ぶことができるよう、令和2年度に新たに貸付けを開始した97名を加え、313名に無利子奨学金の貸付けを行うとともに、令和3年度からの貸付予約採用者78名を決定しました。
 - ・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進
国から地方創生関連事業として示された「奨学金を活用した若者の地方定着促進」に関する制度を活用し、大学生等かがわ定着促進基金を設置の上、理工系学部等への進学や、「かがわ創生総合戦略」において、人口減少の克服と地域活力の向上に繋がる分野への就業等を条件に、大学生等への日本学生支援機構の無利子奨学金の優先的な貸与や、当該奨学金の返還を支援することとしており、令和3年度の大学等への進学者等25名を返還支援対象者として決定しました。

女性リーダー養成講座

女性自身が意識を高め行動することの必要性を啓発し、リーダーとして責任を果たせる人材を養成する連続講座「女性リーダー養成講座」を開催しました。

講演や講義だけでなく、グループワークや県内のリーダーとの交流等も行い、参加者41名が政策・方針決定過程への女性の参画や女性リーダーの活躍について、関心や理解を深めました。

受講後半年後に行った事後アンケートでは、「アンコンシャス・バイアスにとらわれていないか」、「普通」を疑う視点を持つようになった」、「自分らしいリーダー像について考え、目指すようになった」など、約8割の方が「受講後、自分自身の行動が変わった」と答えています。



- 第1回 令和2年9月16日(水)
講演「SDGsの視点で求められる男女共同参画基礎知識と女性リーダーへの期待」
講師 矢島 洋子 氏
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング執行役員/主席研究員)
- 第2回 令和2年10月16日(金)
講義「女性リーダーとしてのキャリアデザイン」
講師 山口 理栄 氏
(育休後コンサルタント®)
- 第3回 令和2年11月11日(水)
講義「女性のリーダーシップ・マネジメント力向上スキルアップ講座」
講師 谷 益美 氏
(コーチ・ファシリテーター/株式会社ONDO代表)
- 第4回 令和2年12月10日(木)
「県内の女性リーダーを囲んで、リーダーシップを学ぶ」
県内のリーダー 小西 里美 氏 (株)シニアライフアシスト管理部部長
大美 光代 氏 (NPO法人わがこと代表)
越智 愛 氏 (香川県男女共同参画審議会委員)
コーディネーター 中橋 恵美子 氏 (特非) わははネット理事長)



トピックス

男女共同参画における課題解決活動支援事業

地域における男女共同参画を推進するための課題解決に向けた活動を支援するモデル事業を広く公募し、採択された4団体から提案のあったセミナー等を行いました。

●食べる力をつける

高校生からの家事シェアプロジェクト
令和2年10月11日（日）ほか全4回
参加者：計16名
企画・運営：なあ〜ちえ



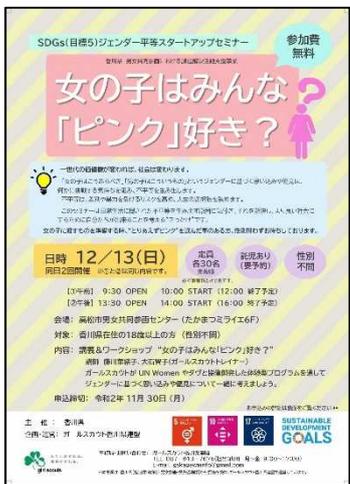
●今こそ！

無理しないセルフマネジメント講座
令和2年11月1日（日）ほか全4回
参加者：計68名
企画・運営：NPO法人子育てネットひまわり



●SGDs（目標5）

ジェンダー平等スタートアップセミナー
女の子はみんな「ピンク」好き？
令和2年12月13日（日）
参加者：40名
企画・運営：ガールスカウト香川県連盟事務局



●誰一人取り残さない！

～SDGsアタマになろう～
令和3年1月23日（土）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
企画・運営：香川県各種女性団体協議会



「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権が尊重される社会を実現することが緊急かつ重要であるとしており、「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念です。

特に、女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、男女の置かれている社会構造を鑑みて、女性へのあらゆる暴力の根絶に早急に取り組めます。また、女性は、妊娠や出産ができる仕組みを身体に持ち、特に健康上の配慮を必要とするため、生涯を通じた女性の健康支援に取り組めます。さらに、女性は、男性と比較して就業率が低く、非正規雇用率が高いなど、貧困等の生活困窮状態に陥りがちな傾向があるため、生活面と就労面の両方からの支援に取り組めます。

重点目標 11 女性へのあらゆる暴力の根絶

女性への暴力を許さない社会意識の醸成や関係機関の連携強化など、総合的な対策に取り組めます。また、配偶者からの暴力の防止に向けた意識啓発に取り組むとともに、県と市町の連携を核とした切れ目のない被害者支援を行います。さらに、性犯罪、子どもに対する性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等への対策に取り組めます。

■主な事業の状況

(1) 女性への暴力を根絶するための基盤づくり

○女性に対する暴力をなくす運動など（男女参画・県民活動課）

一般県民の理解を深めるために、「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」（開催日：令和2年11月16日（月）～11月20日（金）／場所：県庁ギャラリー）等において、配偶者からの暴力の防止などに関するパネル展示を実施しました。また、DV防止街頭キャンペーン（開催日：令和2年11月12日（木）／場所：高松丸亀町壱番街前ドーム広場）では、啓発パレードを実施しDV防止啓発グッズを配布しました。

さらに、国では、この運動期間中に、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルで全国の施設をライトアップさせ、暴力の根絶を呼びかけており、県でも高松市の高松丸亀町壱番街前ドーム及び琴平町のJR琴平駅をライトアップしました。（期間：令和2年11月12日（木）～11月25日（水））

○子ども女性相談センターでの相談（子ども家庭課）

子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）では、来所相談に加えて、Eメール相談や休日・夜間の電話相談、女性弁護士による法律相談を実施しました。

香川県子ども女性相談センター 相談受付件数

女性に関する相談窓口である「香川県子ども女性相談センター」では、令和2年度には4,935件の相談がありました。このうち934件が配偶者からの暴力に関する相談で、26人を一時保護しました。



- 市町配偶者暴力防止及び被害者支援計画の策定促進（男女参画・県民活動課）
市町男女共同参画主管課長会議などを通じて、地域の実情に合った配偶者暴力防止及び被害者支援計画の策定を働きかけました。市町の計画策定率は、令和2年度末現在で76.5%となっています。（未策定：土庄町、三木町、琴平町、まんのう町）
- 警察の相談体制の整備（広聴・被害者支援課）
警察では、ハートフルラインによる相談のほか、性犯罪捜査や被害者支援部門への女性警察官の配置などにより、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関との情報共有により、被害者の視点に立った相談業務の充実に努めました。
- 「香川県犯罪被害者等支援条例」の制定（くらし安全安心課）
犯罪被害者等に対する必要な支援を総合的かつ計画的に推進し、被害の回復・軽減を図ることで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指すことを目的として「香川県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

（2）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- DV予防啓発講演会（男女参画・県民活動課）
交際相手や配偶者からの暴力の被害者や加害者になることを防止するために、交際相手や配偶者からの暴力について正しい理解を深める講演会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。
- 広報・啓発活動（子ども家庭課）
パンフレットや啓発シールの配布により、配偶者からの暴力の防止に向けた意識啓発と法制度の周知に努めました。令和2年度においては、若年層に対する啓発活動として、県内の高校等を対象にデートDVの出前講座を3回実施しました。また、各関係機関の理解を深めるために、関係機関に対する啓発研修を計4回実施しました。
- 暴力行為への厳正な対処（人身安全対策課）
配偶者からの暴力にかかる相談を適切に受けるとともに被害者の心情に配慮した上、犯罪捜査に関する説明、関係機関窓口や保護命令申立てに関する教示を行い、保護命令が発出された後も被害者の安全確保のための活動を継続し、加害者による保護命令違反に対しては、検挙による厳正な対処を推進しました。

（3）性犯罪への対策の推進

- 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」の運営（男女参画・県民活動課）
女性の安全・安心対策を推進するため、性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を運営しました。女性相談員が電話や面接による相談に応じるほか、ケガの手当てや性感染症の検査などの産婦人科医療受診の付添支援や、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングなど、被害に遭われた方の心と体が一刻も早く回復するため必要な支援につないでいます。また、被害に遭われた方が希望する場合には、警察への連絡や付き添いなども行います。（電話相談365件／面接相談18件／法律相談11件／心の相談5件／付き添い件数／21件）

○性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」街頭キャンペーン

(男女参画・県民活動課)

女性の権利を擁護するリーダー的組織である高松ゾンタクラブと街頭キャンペーンを実施し、広く県民への周知を行いました。(開催日：令和2年11月12日(木)／場所：高松丸亀町壱番街前ドーム広場)

○性犯罪への厳正な対処(捜査第一課)

刑法改正に伴う新要件などの関係法令を厳正に運用し、被害者の心情に配慮した適正で強力な捜査を推進しました。

(4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

○性犯罪被害防止のための周知啓発(子ども政策課)

子どもがだまされたり脅されたりして自分の裸の画像を撮影させられた上、メールやSNSで送信させられるいわゆる「自画撮り被害」を未然に防止するため、令和2年7月から施行された香川県青少年保護育成条例の一部改正について周知を行いました。

○児童ポルノ事犯への厳正な対処(生活環境課)

児童ポルノ事犯に対する取締りを推進するとともに、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼を実施しました。

(5) その他

○ストーカー行為への厳正な対処(人身安全対策課)

関係機関と情報共有を図りながら、犯罪捜査(刑法犯による検挙)と行政措置(ストーカー規制法の禁止命令等の適用)を並行検討して、被害者等の安全確保のために執り得る法令の厳正な運用と適正な捜査を推進しました。

○被害者支援と保護対策(人身安全対策課)

関係機関との緊密な連携による被害者支援とともに、一時避難場所の確保等被害者の立場に立った保護対策を実施しました。

重点目標 12 生涯を通じた女性の健康支援

女性のライフステージに応じた総合的な健康対策を推進するとともに、妊娠・出産などに関する健康支援を推進します。また、HIV／エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒など、健康をおびやかす問題についての総合的な対策を推進します。

■主な事業の状況

生涯を通じた女性の健康支援

○女性がんに対する正しい知識の普及と検診受診環境の整備（健康福祉総務課）

「子宮頸がん」についての正しい知識の普及を目的としたマンガ本及びチラシを作成し、HPV ワクチンの定期接種対象年齢の生徒等に配布したほか、乳がん月間の10月に広域的に休日の乳がん検診を実施する「かがわマンモグラフィサンデー」を実施し、検診車では子宮頸がん検診も受診可能とすることにより、受診環境の整備を通じた受診の利便性向上を図りました。

○乳がん検診受診率・子宮頸がん検診受診率（健康福祉総務課）

「かがわマンモグラフィサンデー」の実施により受診機会の拡大を行ったほか、「女性のがん対策強化事業」において、がん検診の実施主体である市町に対して勸奨資材へのナッジ理論の導入支援を行うための講習会及びコンサルティングを実施しました。令和元年度の子宮頸がん検診の受診率は40.1%、乳がん検診の受診率は39.5%となっています。

○こころの健康電話相談（障害福祉課）

世界自殺予防デーの9月10日（木）に、精神保健福祉センターで実施している「こころの電話相談」を21時まで延長し、仕事等で相談できない方の相談に応じるとともに、こうした相談窓口の周知を図ることにより、困ったときや悩みを抱えたときは、相談機関を利用することが非常に重要であるという意識の定着を図りました。

○妊娠・出産に関する相談窓口の設置及び出前講座（子ども家庭課）

若者世代を対象に、妊娠・出産に関する正しい情報を提供する出前講座を実施し、10代の人工妊娠中絶や望まない妊娠・出産の減少を目指しました。

乳がん・子宮がん死亡率（全国）

乳がんによる死亡率は増加傾向にあり、子宮がんは近年、横ばい状況にあります。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

重点目標 13 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備

貧困など生活上の困難に直面する女性に対し、生活面と就労面の両方からの支援を行います。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の子どもの様々な生き方に沿った切れ目のない支援を行います。また、高齢者・若年者・障害者等の男女が安心していきいきと暮らすための支援を行います。

■主な事業の状況

(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性への支援

○生活困窮者自立相談支援の実施（健康福祉総務課）

就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行っています。

○生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の実施

（健康福祉総務課）

生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、いわゆる貧困の連鎖を防止するため、学習の支援を行うとともに、高校進学等の進路選択その他の教育及び就労に関する相談のための家庭訪問等を実施しています。

○スクールソーシャルワーカーの配置（義務教育課・高校教育課）

不登校等の原因には、家庭環境等が複雑に絡み合っているケースも多いことから、家庭環境への働きかけや児童相談所等の関係機関との連携を進められるよう、全ての県立高校・県立中学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣、及び市町が行う公立小中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進するための支援をしています。

(2) 高齢者・若年者・障害者等への支援

○シルバー人材センターの活動支援（労働政策課）

自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、臨時的・短期的又は軽易な業務への就業機会の確保を図るため、公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会等に補助金を交付するとともに、各シルバー人材センターに対して運営指導を実施しました。

○障害者の働く場の確保と就労支援（障害福祉課）

民間事業所等に対し、専門の支援員等が働きかけ、障害者の働く場の開拓を行うとともに、就業後の職場定着支援を行い、障害者の職場実習の場の確保・就労定着に努めています。

○運動・栄養・社会交流の三位一体による認知症予防の推進（長寿社会対策課）

運動・栄養・社会交流の三位一体による認知症予防に向けた取組みの全県展開・普及を図るため、地域の認知症予防教室へ講師を派遣するなど体験型の普及を図るとともに、認知症・介護予防等に先進的に取り組む市町を支援しました。

○認知症疾患医療センターの運営（長寿社会対策課）

認知症に関する相談窓口を設けて相談に対応し、必要に応じて診察するほか、地域の認知症専門医療機関の紹介等を行う認知症疾患医療センターを県内に6箇所設置し、運用しています。

○香川県介護予防市町支援委員会の開催（長寿社会対策課）

市町における介護予防事業等の効果的な実施を支援するため、「香川県介護予防市町支援委員会」を開催し、介護予防事業の現状と課題について検討しました。

○ひきこもり相談支援の実施（障害福祉課）

ひきこもり地域支援センターや各保健所において本人や家族からの相談を受けるとともに、ひきこもり支援に関わる関係者を対象とした研修を行いました。また、ひきこもりサポーターの養成・派遣、県民への正しい知識の普及啓発などを実施し、ひきこもりへの総合的な支援を行っています。

○フリーターやニートなどに対する正規就労に向けた支援（労働政策課）

フリーターやニートなど正規就労の機会に恵まれなかった若年無業者等が、安定した社会生活を営めるよう、地域若者サポートステーションと連携し、基礎的な職業能力やコミュニケーション能力の養成、職場見学、就労体験などを行い、職業的自立支援を実施しました。

トピックス

性暴力被害者支援センター 「オリーブかがわ」を運営しました

性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供できるよう、性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を平成29年4月から運営しています。

性暴力は、被害が潜在化・深刻化しやすいという特性があり、そのため、被害にあった方は、心と体に大きな傷を受けているにもかかわらず、その多くは、被害にあったことを誰にも相談できず、何の支援も受けられない方が少なくない状況にあります。

そこで、性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」では、性暴力についての専門的な研修を受けた相談員が、被害に遭った方に寄り添いながら、必要な支援を行っています。

具体的には、相談員が電話や面接による相談に応じるほか、ケガの手当てや性感染症の検査などの産婦人科等医療受診の付添支援や、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングなど、被害に遭われた方の心と体が一刻も早く回復するため必要な支援につないでいきます。また、被害に遭われた方が希望する場合には、警察への連絡や付き添いなども行います。

令和2年度には、ステッカーを作成し、県内全ての高等学校及び女性従業員が多い銀行や企業、関係機関に配布し、トイレの洗面所に貼付を依頼するなど、周知に努めました。

令和2年度1年間の相談状況は、電話相談365件、面接相談18件、法律相談11件、心の相談5件と、相談件数は合計399件、また、付き添い件数は21件でした。

性暴力被害者支援センター **オリーブかがわ**

レイプ、DV、ストーカー、性的な写真や動画を撮られるなど、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

電話・面接相談は無料

秘密は必ず守ります。
ひとりで悩まず、ご相談ください。

電話相談 **087-802-5566**

受付日時 月～金曜日(9時～20時)
土曜日(9時～16時) 日・祝日・年末年始を除く

支援内容

- ①希望する場合、病院や警察などへの付き添い
- ②カウンセリング、法的支援など

オリーブかがわ

香川県

秘密は必ず守ります。相談は無料です。

あなたやお友達が性暴力被害にあったら
できるだけ早く相談してください。

性暴力被害にあってしまったら...
あなたに知っておいてほしいこと

電話相談 **087-802-5566**

性暴力被害者支援センター **オリーブかがわ**

相談受付 月～金曜日(9時～20時)
土曜日(9時～16時) 日・祝日・年末年始を除く

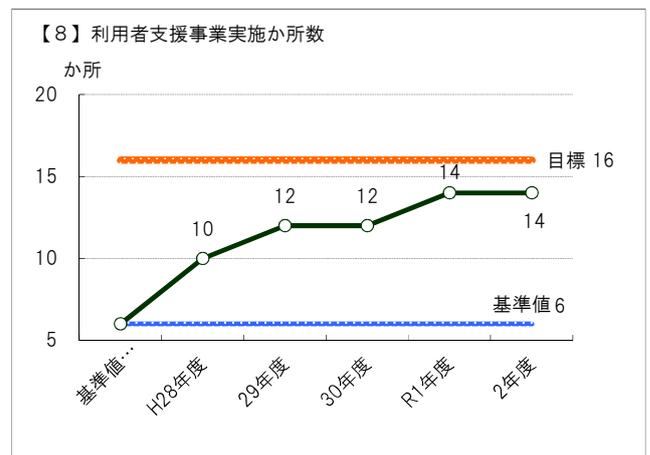
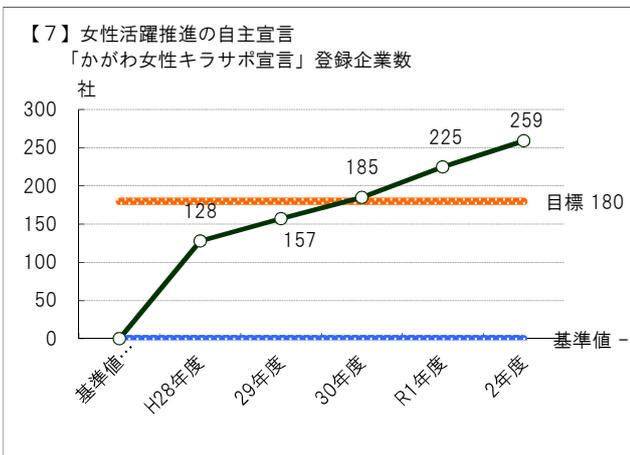
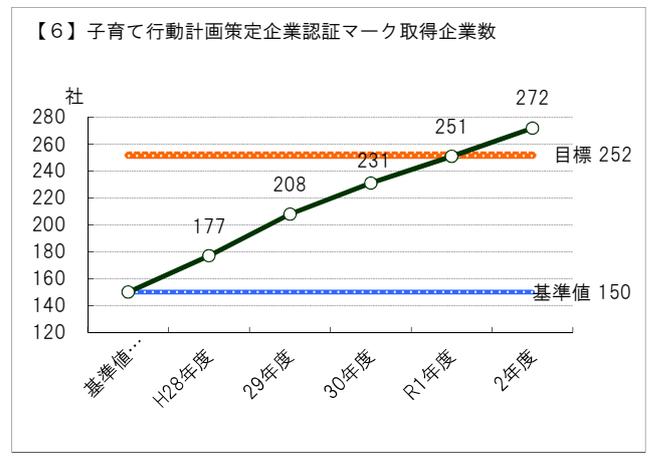
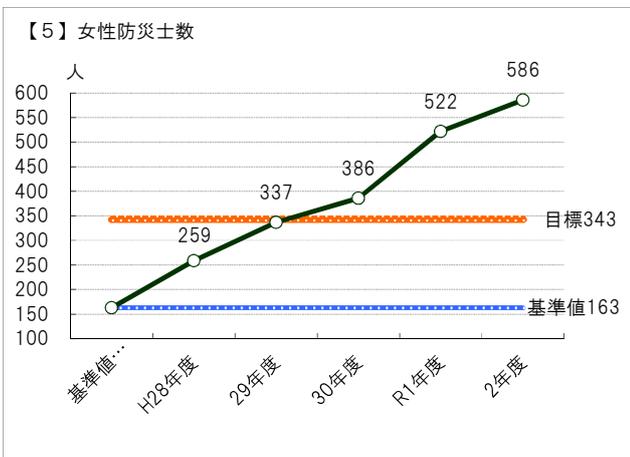
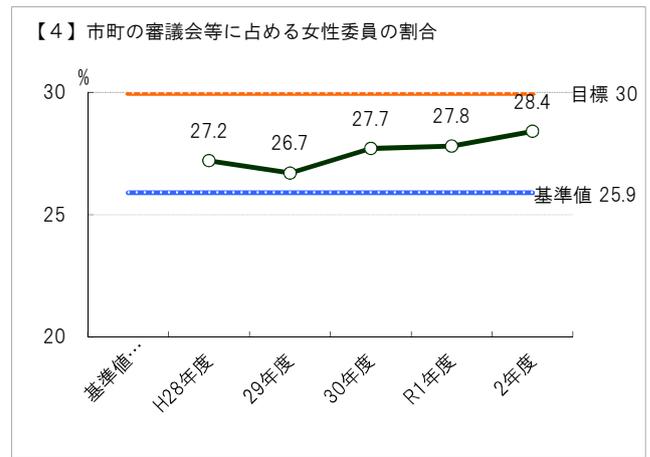
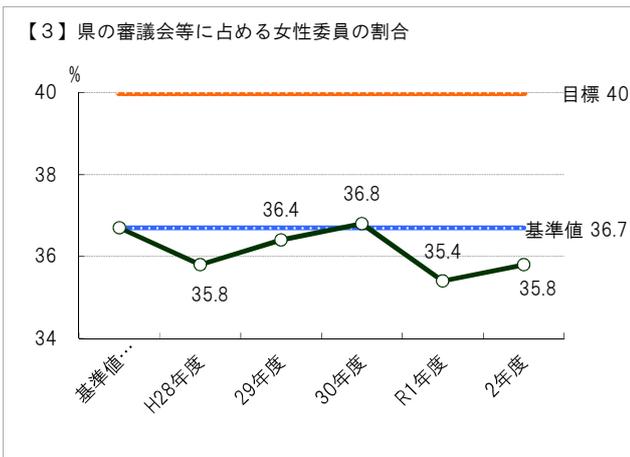
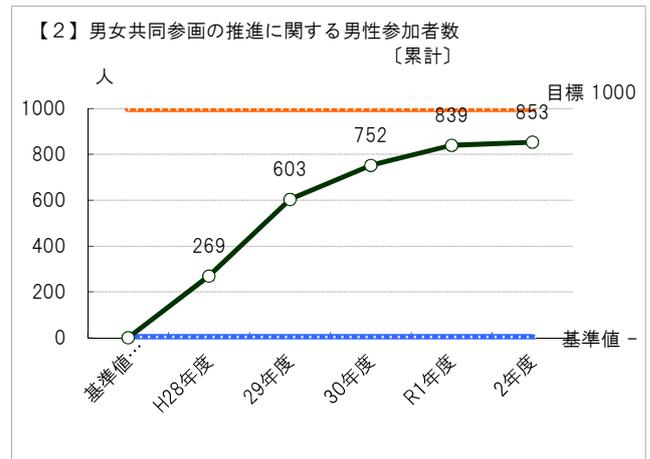
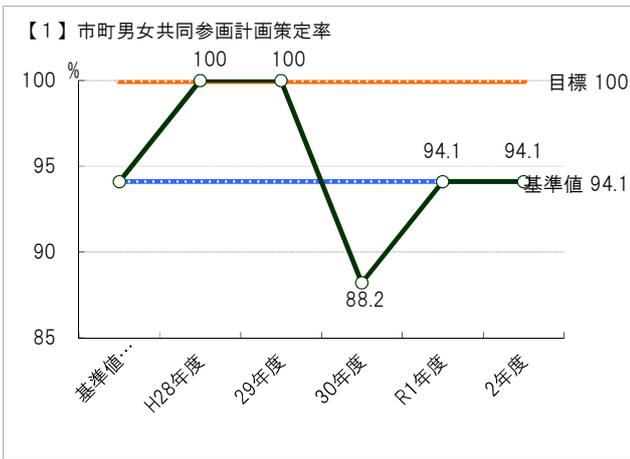
オリーブかがわ

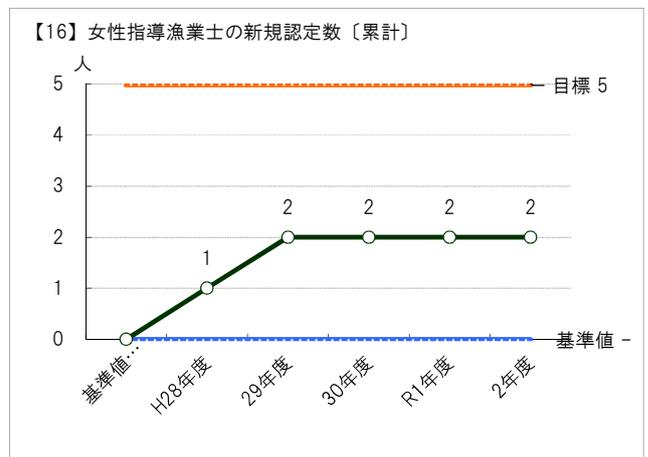
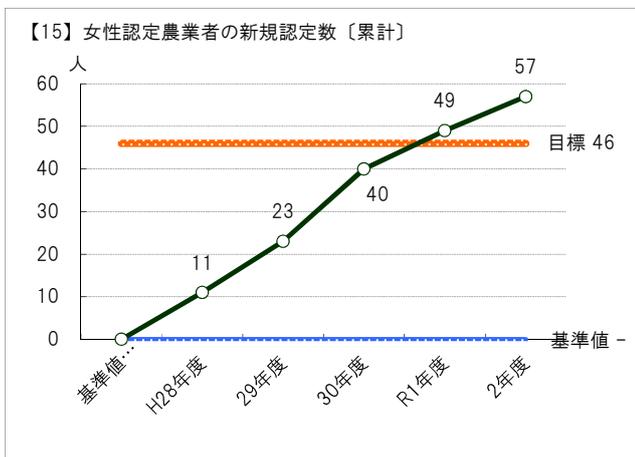
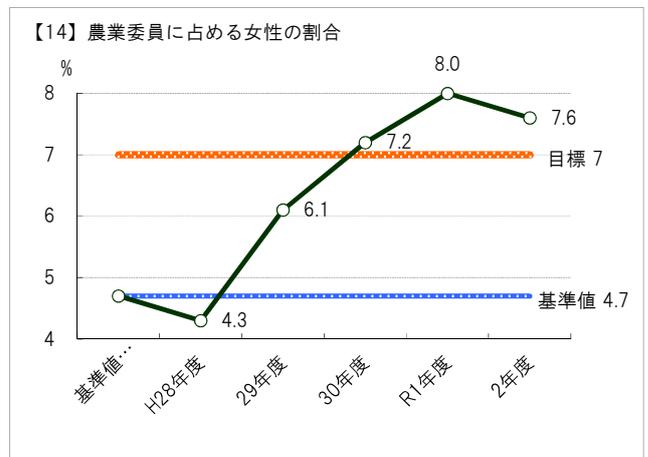
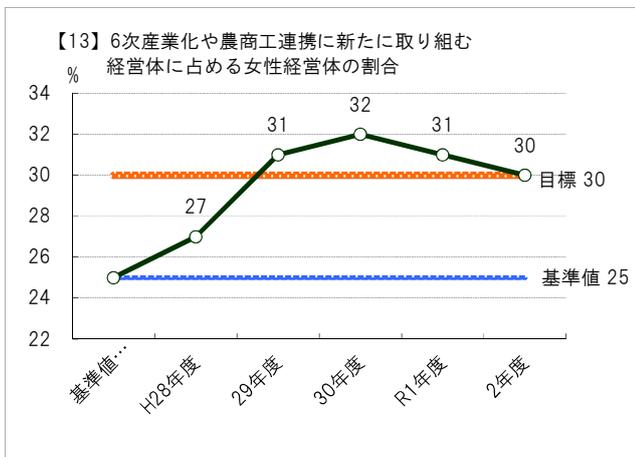
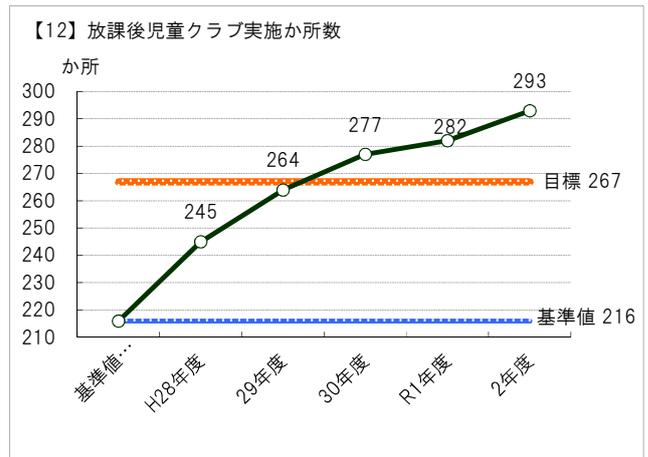
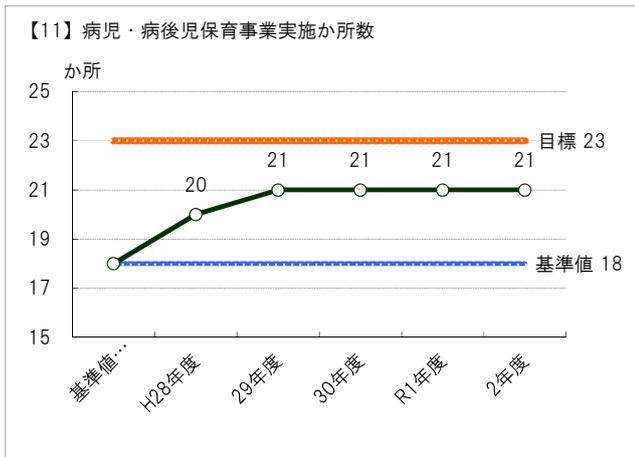
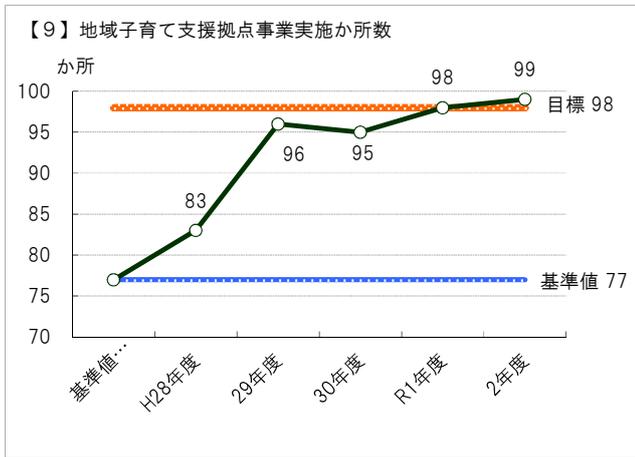
香川県

目標とする指標の状況

基本 目標	項目	基準値 H26年度	R2年度	目標 R2年度
I	市町男女共同参画計画策定率	94.1% (16/17市町)	94.1% (16/17市町)	100%
	男女共同参画の推進に関する講演会男性参加者数〔累計〕	—	853人	1,000人
II	県の審議会等に占める女性委員の割合	36.7%	35.8%	40%以上
	市町の審議会等に占める女性委員の割合	25.9%	28.4%	30%以上
	女性防災士数	163人	586人	343人
	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数	150社	272社	252社
	女性活躍推進の自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数	—	259社	180社
	利用者支援事業実施か所数	6か所	14か所	16か所
	地域子育て支援拠点事業実施か所数	77か所	99か所	98か所
	保育所等利用待機児童数	129人 (H27年度当初)	64人 (R2年度当初)	年度当初:0人 年度途中:0人
	病児・病後児保育実施か所数	18か所	21か所	23か所
	放課後児童クラブ設置か所数	216か所	293か所	267か所
	6次産業化や農商工連携に新たに取り組む経営体に占める女性の経営体の割合	25%	30%	30%以上
	農業委員に占める女性の割合	4.7%	7.6%	7%以上
	女性認定農業者の新規認定数〔累計〕	—	57人	46人
	女性指導漁業士の新規認定数〔累計〕	—	2人	5人
	III	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定市町数	6/17市町	13/17市町
DV予防啓発講演会の参加者数〔累計〕		—	667人	900人
10代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳未満女子人口千人対)		7.9% (H25)	3.8% (R1)	6.5%
子宮がん検診受診率		35.2% (H25)	40.1%(R1)	50%以上(毎年度)
乳がん検診受診率		31.8% (H25)	39.5%(R1)	50%以上(毎年度)

「第3次かがわ男女共同参画プラン」 目標とする指標の状況

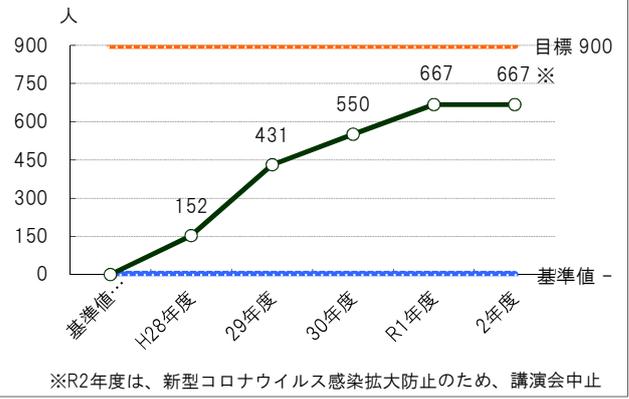




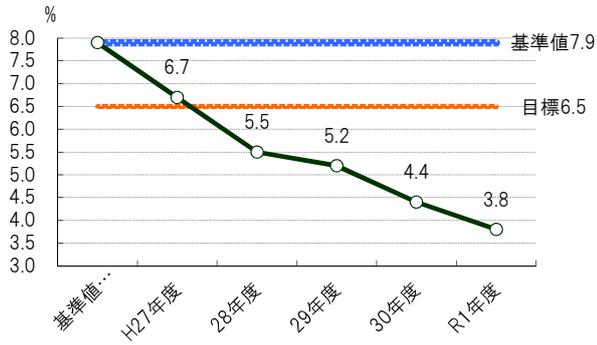
【17】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定市町数



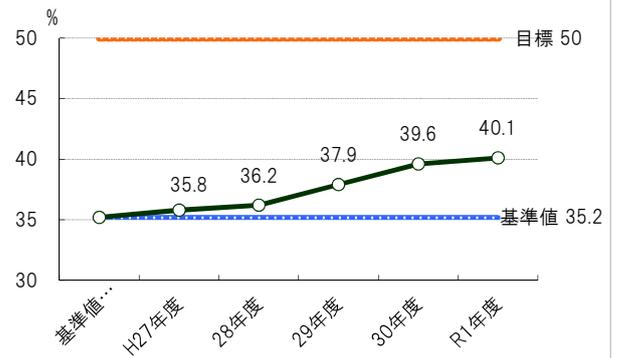
【18】DV予防啓発講演会の参加者数〔累計〕



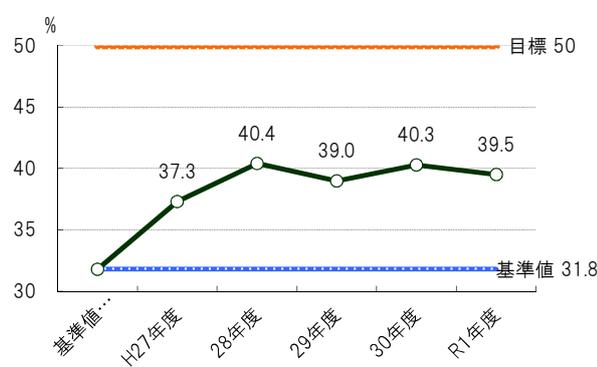
【19】10代の人工妊娠中絶実施率
(15歳以上20歳未満女子人口千人対)



【20】子宮がん検診受診率



【21】乳がん検診受診率



第 2 部

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進

重点目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

(1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

① 広報・啓発活動の推進

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 広報・啓発誌の作成・配布 パンフレット「みんなで進めよう男女共同参画」等の配付	-	-	男女参画・県民活動課
○ 「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」の実施 男女共同参画週間パネル展の開催(6月22日～26日/県庁)	-	-	男女参画・県民活動課
女性農業者の活動PR展示(2月26日～28日/イオンモール綾川)	220	-	人権・同和政策課 農業経営課
○ 男女共同参画を推進するイベントの開催 男女共同参画協働事業の実施/「新型コロナ禍をふまえた防災を考える」、「地域リーダーの養成」(中止)	718	1,000	男女参画・県民活動課
○ かがわ男女共同参画推進員の活動促進 委嘱42名、研修会(資料配付)開催	52	65	男女参画・県民活動課
○ 「男女共同参画社会基本法」、「香川県男女共同参画推進条例」、「第3次かがわ男女共同参画プラン」などの周知 「第3次かがわ男女共同参画プラン」冊子・リーフレットの配付、ホームページなどによる周知	-	-	男女参画・県民活動課
○ 「女子差別撤廃条約」などの国際規範・基準の普及啓発 「第3次かがわ男女共同参画プラン」冊子・リーフレットの配付、ホームページなどによる周知	-	-	男女参画・県民活動課

② 相談体制の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実 かがわ男女共同参画相談プラザにおける相談の実施(一般相談1,599件、法律・こころの相談0件) 警察相談専用電話(#9110)の運用	7,172	8,302	男女参画・県民活動課
	-	-	警察本部(広聴・被害者支援課)

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

① 調査研究の実施

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 県民意識の把握	-	-	男女参画・県民活動課
○ 男女共同参画に関する情報の収集 市町男女共同参画推進状況調査の実施 各種統計等の分析	-	-	男女参画・県民活動課

② 統計情報などの充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 男女共同参画に関するデータブックの整備 男女共同参画に関する統計の生理、年次報告書への掲載	-	-	男女参画・県民活動課
○ ライブラリーの充実 香川県社会福祉総合センター 福祉ライブラリー 男女共同参画コーナー図書(関連図書1,761冊、DVD等53本)	1,639	1,664	男女参画・県民活動課

③ 情報の提供

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 男女共同参画に関する情報の提供 年次報告書の作成・配付、パンフレットの配付 市町主管課長会議での情報提供	-	-	男女参画・県民活動課
○ 男女共同参画に関するホームページの充実 ホームページ「かがわの男女共同参画」の公開 https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/sankaku/kfjn.html	-	-	男女参画・県民活動課

(3) メディア等における男女共同参画の視点での表現

①メディアにおける人権尊重への配慮

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	-	-	男女参画・県民活動課
○ 「香川県青少年保護育成条例」の推進や青少年を取り巻く環境浄化の推進、啓発 有害図書指定9冊、リーフレットの配布	133	287	子ども政策課
○ 「児童買春・児童ポルノ法など関係法令に基づく厳正な対処	-	-	警察本部(生活環境課)

②広報・出版物での男女共同参画の視点に立った表現の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 県の広報・出版物での男女共同参画の視点に立った表現の推進	-	-	男女参画・県民活動課

③メディア・リテラシーの向上

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ メディア・リテラシーの向上のための広報・啓発	-	-	男女参画・県民活動課
○ 情報教育の推進	0	47	義務教育課 - 高校教育課

重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

①学校教育の充実

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 学校教育全体を通じた指導の充実	-	-	- 義務教育課 - 高校教育課 - 総務学事課

②社会教育の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 男女共同参画を推進する講演会の開催や講師派遣	-	-	男女参画・県民活動課
○ 家庭教育の充実 ・家庭教育支援ボランティア等養成・派遣事業 ・家庭教育啓発推進 ・「みがけ親の力！」応援事業	7,929	9,301	生涯学習・文化財課
○ 家庭教育推進専門員の資質向上 家庭教育推進専門員資質向上研修(1日間)	88	183	生涯学習・文化財課
○ 家庭教育相談	3,724	3,818	教育センター

③教育関係者の意識啓発

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 教職員の人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する研修	-	-	- 教育センター - 総務学事課
○ 保育関係者の意識啓発	-	-	- 子ども家庭課 - 総務学事課

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

①学習活動の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 多様なキャリアを形成することを支援する教育の充実 キャリア教育充実事業 ・インターンシップ ・プロを講師とした授業	3,233	3,255	- 義務教育課 - 高校教育課
	2,115	5,100	総務学事課
○ 青少年の社会参加活動の促進 青少年善行者表彰 少年の主張大会開催	8 500	14 500	子ども政策課 子ども政策課

②進路指導の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 進路指導の充実	-	-	義務教育課 総務学事課
○ 就職支援の充実 キャリア教育充実事業 ・ジョブ・サポート・ティーチャーの配置、企業訪問への支援 ・就職支援セミナー ・未内定者に対する就職面談会の開催 ・高等学校就職対策協議会 卒業者の離職防止対策事業	563 1,000	1,740 1,000	義務教育課 高校教育課 総務学事課

③生涯学習の促進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 学習機会の提供 地域指導者セミナーの開催	0	73	生涯学習・文化財課
○ 学習情報の提供 生涯学習情報システム「かがわ学びプラザするするドットネット」	281	514	生涯学習・文化財課

重点目標3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

男女共同参画の視点に立った県民挙げての防災体制の確立

①防災分野における女性の参画の拡大

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映	-	-	危機管理課
○ 県の防災会議における女性委員の登用推進	-	-	危機管理課
○ 市町の防災会議における女性委員の登用推進の要請	-	-	危機管理課

②防災の現場における男女共同参画の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 女性の自主防災組織や消防団への加入促進	-	-	危機管理課
○ 避難所運営への男女共同参画の視点の反映	-	-	危機管理課
○ 災害時に女性が必要とする情報発信 男女共同参画協働事業の実施/「新型コロナ禍をふまえた防災を考える」【再掲1(1)】	43,595	44,541	男女参画・県民活動課 危機管理課
○ 防災分野の人材育成における、男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識の普及の促進 自主防災活動アドバイザー派遣事業の実施	55	400	危機管理課
○ 防災に関する地域活動等についての先進的な取組事例等の情報収集、地域の防災を担う女性リーダー等の養成 男女共同参画協働事業の実施/「地域リーダーの養成」(中止)【再掲1(1)】 自主防災組織リーダー研修会の開催	137	777	男女参画・県民活動課 危機管理課

重点目標4 国際的視点に立った男女共同参画の推進

国際的視点に立った男女共同参画の推進

①国際規範・基準の浸透

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「女子差別撤廃条約」などの国際規範、基準の普及啓発 「第3次かがわ男女共同参画プラン」冊子・リーフレットの配付、ホームページなどによる周知【再掲1(1)】	-	-	男女参画・県民活動課
○ 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進	-	-	人権・同和政策課

②国際交流・協力の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 国際理解増進のための普及啓発、情報収集・提供 かがわ国際フェスタの開催	250	250	国際課
○ 世界の各地域とのネットワークの構築	-	-	国際課
○ 地域の特性を生かした国際協力の推進	-	-	国際課
○ 民間国際交流・協力団体などの活動支援	-	-	国際課

③多文化共生の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 行政情報・生活情報等の多言語化、県内各所における相談窓口の設置 かがわ外国人相談支援センター運営 多言語生活ガイドウェブサイトの構築	9,999 2,100	9,250 1,050	国際課 国際課
○ 日本の社会、文化等の理解促進のための支援	-	-	国際課
○ 外国人のための生活相談、人権・法律相談の実施 ※R元年度から「外国人のための生活相談」は「かがわ外国人相談支援センター運営」に移行	-	-	国際課
○ 通訳ボランティアの派遣制度、日本語講座の充実	-	-	国際課
○ 国際理解増進のための普及啓発、情報収集・提供	-	-	国際課
○ 民間国際交流・協力団体などの活動支援	-	-	国際課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

重点目標5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

①県の審議会等委員への女性の参画の促進

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 女性委員の割合の定期的把握と改選時期を踏まえた女性委員登用の個別的要請 女性委員の割合が40%を下回る審議会等について事前協議の実施	-	-	男女参画・県民活動課
○ 団体推薦と職務指定による委員選任のあり方の見直し	-	-	男女参画・県民活動課

②女性県職員・教職員の登用などの推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 女性県職員の職域拡大と管理・監督者への登用の推進	-	-	人事・行革課
○ 学校管理職への女性の登用の推進	-	-	義務教育課 高校教育課

③市町・各種団体などでの取組みの要請

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 市町での審議会委員への女性の登用や女性職員の職域拡大と管理・監督者への登用推進の要請 市町主管課長会議等による要請	-	-	男女参画・県民活動課
○ 企業や各種団体などへの啓発	-	-	男女参画・県民活動課
○ 農業委員の選任について関係団体への働きかけ	-	-	農政課 農業経営課

(2)人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

①人材の養成

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 女性リーダーの養成 男女共同参画協働事業の実施/「地域リーダーの養成」(中止) 【再掲1(1)】 女性リーダー養成事業の実施	1,084	1,170	男女参画・県民活動課 男女参画・県民活動課

②女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 人材に関するデータベースの整備 情報収集・整理	-	-	男女参画・県民活動課

重点目標6 男女の仕事と生活の調和

(1)従来型の働き方の改革などによる仕事と生活の調和の実現

①広報・啓発活動の推進

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 仕事と生活の調和に関する広報・啓発	-	-	労働政策課
○ 男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発 広報・啓発誌の配付、男女共同参画を推進するイベントの開催 【再掲1(1)】			男女参画・県民活動課
○ 「家庭の日」の一層の普及	38	38	子ども政策課
○ 家庭教育に関する学習機会の充実と父親の参加支援 ・「おやじ力向上事業」(研修会やイベントの開催) ・「おやじの会」サポート事業	207	400	生涯学習・文化財課
○ 父親の子育て意識の醸成と両親学級などの開催の促進	3,719	3,078	子ども政策課
○ 子育てや介護を行う労働者に対する相談・情報提供	-	-	労働政策課
○ 男性が家事・育児や介護に積極的に参加する動きを広めるための意識啓発や、活動事例などの発信	-	990	男女参画・県民活動課
○ 家事・育児や介護への男性の参画に対する周囲の意識の変革のための啓発及び情報提供	-	-	男女参画・県民活動課

②企業の取組みの促進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革に向けた広報・啓発	13,907	13,477	労働政策課
○ 常時雇用者数100人以下の中小企業に対する「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定の働きかけや働きやすい雇用環境実現のためのアドバイザーの派遣			労働政策課
○ 男性が育児休業を取得し、育児に参加できるなどの環境整備を推進するための経営者等を含めた職場の意識改革の促進			労働政策課
○ 育児・介護休業など仕事と子育て・介護の両立を支援する諸制度の広報・啓発			労働政策課
○ 子育て行動計画策定企業認証マークの交付			労働政策課
○ ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰			労働政策課

③県における取組みの推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 育児休業など子育てに関連する各種制度の周知、県職員と教職員の意識改革、業務の合理化の推進	-	-	- 人事・行革課 - 教育委員会総務課

(2)地域における子育てや介護支援の充実

①社会全体での子育て支援のネットワークの充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 社会全体での子育て支援のネットワークづくり	-	-	子ども政策課
○ 乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり	901	953	健康福祉総務課
○ 子育て支援に関する情報提供	-	-	- 子ども政策課 - 子ども家庭課

②地域における子育て支援の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 利用者支援事業	55,424	65,131	子ども政策課
○ ファミリー・サポート・センターの設置促進	14,357	14,823	子ども政策課 総務学事課
○ 待機児童の解消	55,265	158,155	子ども家庭課
○ 延長・休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの保育の充実	211,686 13,902	249,570 13,720	子ども家庭課 総務学事課
○ 相談助言体制づくりの促進	-	-	子ども政策課 子ども家庭課
○ 保育士専門研修	902	1,915	子ども家庭課
○ 保育所・幼稚園における地域子育て支援の充実	- 15,358	- 32,000	子ども家庭課 総務学事課 義務教育課
○ 保育環境の計画的な整備促進	-	-	子ども家庭課
○ 障害児の療育体制の充実			障害福祉課

③放課後児童クラブなどの放課後児童対策

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 放課後児童クラブの設置促進	402,788	500,639	子ども家庭課
○ 放課後児童健全育成事業実施のための施設整備促進	26,017	31,489	子ども家庭課
○ 放課後子供教室の推進	18,578	28,306	生涯学習・文化財課

④子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 相談・援助活動の充実	-	-	子ども政策課 子ども家庭課

⑤ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実	42	340	子ども家庭課
○ 保育所優先入所	-	-	子ども家庭課
○ 養育費の確保に向けた支援	-	-	子ども家庭課
○ ひとり親世帯の県営住宅への優先入居	-	-	住宅課
○ ひとり親家庭等の児童の学習支援	3,670	4,000	子ども家庭課
○ 母子家庭等就業・自立支援センターなどにおける支援	177	144	子ども家庭課
○ 児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度、母子・父子福祉資金等貸付制度の活用			
ひとり親家庭等医療費支給事業県費補助金	407,459	454,512	子ども家庭課
母子・父子福祉資金等貸付金	27,130	135,522	子ども家庭課
○ 自立支援教育訓練給付金や高等教育訓練促進給付金などの活用	11,920	18,412	子ども家庭課

⑥社会全体での子育て支援体制の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 家事や育児などに対する男女共同参画意識の醸成 広報・啓発誌の配付、男女共同参画を推進するイベントの開催【再掲1(1)】			男女参画・県民活動課
○ 「みんな子育て応援団」体制の推進	486	390	子ども政策課
○ 「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進	2,617	2,894	子ども政策課
○ 実施主体である市町が計画的に量・質両面にわたり就学前の教育・保育を充実させるよう提供体制の確保を支援	-	-	子ども家庭課

⑦小児救急医療体制の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 夜間小児救急電話相談事業の実施	10,108	10,851	医務国保課
○ 小児救命救急センターの運営にかかる支援	47,129	70,538	医務国保課

⑧質の高い保健・医療サービスの提供

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 国保総合保健施設の整備			医務国保課
○ 救急医療の確保	213,105	231,138	医務国保課 県立病院課
○ へき地における医療の確保と保健相談 歯の健康づくり(8020運動)の推進【再掲12】			健康福祉総務課 医務国保課 県立病院課

⑨介護保険制度などのサービスの充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 介護サービスの基盤づくり 特別養護老人ホーム等の整備に対する助成	117,396	677,230	長寿社会対策課
○ 利用者本位のサービス提供の推進 介護支援専門員への研修(実務研修・更新研修・主任研修等)	29,755	23,556	長寿社会対策課
介護職員への認知症に関する研修	1,662	1,881	長寿社会対策課
介護職員への喀痰吸引等の研修	11,000	0	長寿社会対策課
○ 適正な介護保険制度の運用 介護給付費適正化事業の推進	3,232	3,795	長寿社会対策課
認定調査員研修事業	941	1,260	長寿社会対策課

重点目標7 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

(1)働く女性の活躍推進

①広報・啓発活動の推進

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 働く女性の活躍推進に関する広報・啓発			労働政策課

②企業等の取組みの推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「女性活躍推進法」やその指針の周知のための広報・啓発	338	1,280	労働政策課
○ 女性活躍推進自主宣言登録の推進及び女性活躍推進企業の表彰等			労働政策課
○ 女性活躍推進アドバイザーの派遣	9,629	9,151	労働政策課
○ 働く女性の活躍を推進するイベント(セミナーなど)の開催	2,199	2,280	労働政策課

③自営業などに従事する女性への支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 商工業に従事する女性のネットワークの構築や、経営能力の向上を図るための研修会、講習会の開催 香川県商工会議所女性会連合会が研修会を開催(1回) ※香川県商工会女性部連合会の研修会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止	-	-	経営支援課

④女性起業家の支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 創業のための資金融資	-	-	経営支援課

(2)雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

①男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 男女雇用機会均等の確保の促進	-	-	労働政策課
○ 企業の女性の能力発揮のための積極的取組み(ポジティブ・アクション)に対する気運の醸成	-	-	労働政策課

②キャリア形成に向けた支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 一人ひとりが主体的なキャリア形成を図るための専門的な相談支援を行う制度の普及促進	2,199	2,280	労働政策課

(3)働く男女の健康管理対策の推進

①働く男女の健康管理対策の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「労働基準法」や「労働安全衛生法」並びに「男女雇用機会均等法」とその指針の周知のための広報・啓発	-	-	労働政策課

(4)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

①パートタイム労働対策の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「パートタイム労働法」と指針の周知のための広報・啓発	-	-	労働政策課

②再就職に向けた支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 事業主に対する再雇用制度の普及啓発	-	-	労働政策課
○ 再就職希望者への支援制度の周知	-	-	労働政策課
○ 香川求職者総合支援センターにおける保育所情報の提供 ※R元年度よりかがわ女性・高齢者等就職支援センターでの提供	13,207	12,277	労働政策課
○ 県立高等技術学校における職業訓練の実施	65,188	74,379	労働政策課
○ 休職中の一時預かり事業についての周知	-	-	子ども家庭課

③医療機関の取組みの支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関が自主的に実施する勤務環境改善に向けた取組みを支援する。 医療勤務環境改善支援センター運営事業	430	937	医務国保課
○ 地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮のための取組みを支援する。 勤務医の働き方改革推進事業	0	107,084	医務国保課
○ 医療機関が設置する病院内保育所の運営等に対して支援を行う。 病院内保育所運営費補助事業	37,340	39,080	医務国保課

④キャリア教育の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 学校教育におけるキャリア教育の充実 キャリア教育充実事業【再掲2(2)】	-	-	男女参画・県民活動課 義務教育課 高校教育課

⑤自営業などに従事する女性への支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 商工業に従事する女性のネットワークの構築や、経営能力の向上を図るための研修会、講習会の開催 香川県商工会議所女性会連合会が研修会を開催(1回) ※香川県商工会女性部連合会の研修会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止【再掲7(1)】	-	-	経営支援課
○ 労働関係法規などの周知、情報提供の推進	-	-	労働政策課

重点目標8 農山漁村での男女共同参画の推進

(1) 女性の主体的な経営参画推進

① パートナーシップ経営の確立

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 家族経営協定などのツールを活用した営農(漁)活動の充実 取組状況調査、協定書作成個別支援(4地区)	433	900	農業経営課
○ 共同申請などによる認定農業者への誘導 個別相談、計画書作成支援(4地区)			農業経営課
○ パートナーシップセミナー、情報交換会の開催 セミナー、課題解決研修(4地区)			農業経営課
○ 経営面における女性の役割を適正に評価する社会的気運を醸成 するための啓発活動の実施 女性農業者の活動PR展示(2月26日～28日/イオンモール綾川)【再掲1(1)】			農業経営課

② 農山漁村女性リーダーの育成

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 次世代リーダーの育成と女性リーダーを対象とした研修会、交流会 などの充実 シンポジウム、アグリレディセミナー、活動事例集	2,367 -	1,105 -	農業経営課 水産課

③ 経営の多角化に向けた女性起業活動の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 経営管理講座、経営者能力や商品力向上のための講習会、交流会 などの開催と情報提供 シンポジウム等研修会の周知、参加促進	45の一部	220の一部	農業経営課
○ 女性起業家(グループ)の活動支援、6次産業化に向けた連携支援 さぬきうまいもんネットワークの活動支援			農業経営課

(2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり

① 農山漁村を支える多彩な女性・高齢者活動の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 女性起業グループなどの交流推進 シンポジウム等研修会の周知、参加促進	45の一部 -	220の一部 -	農業経営課 水産課
○ 集落営農や消費者交流活動の取組み支援	-	-	農業経営課
○ 地域での活動が期待される人材の掘り起こしと活動支援 むらの技能伝承士制度の情報提供	45の一部	220の一部	農業経営課

重点目標9 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の推進

① 地域の課題解決のための男女共同参画の推進

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 課題解決型実践的活動への取組み 男女共同参画における課題解決活動支援事業	1,258	-	男女参画・県民活動課
○ 地域リーダーの養成 男女共同参画協働事業の実施/「地域リーダーの養成」(中止) 【再掲1(1)】			男女参画・県民活動課
○ 地域ネットワークの構築支援 男女共同参画協働事業の実施/「新型コロナ禍をふまえた防災 を考える」、「地域リーダーの養成」(中止)【再掲1(1)】			男女参画・県民活動課
○ 男女共同参画推進員の活動の推進 委嘱42名、研修会(資料配付)開催【再掲1(1)】			男女参画・県民活動課

② 地域社会への男女の共同参画の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 地域におけるさまざまな活動への参画推進 地域コミュニティ活性化支援事業 ・地域コミュニティを対象とした研修会の開催 ・地域づくり団体への活動助成 ・地域づくり研修会等に参加する経費助成 ・地域づくり団体を対象とした研修等 ・地域おこし協力隊取材の情報誌の発刊等	11,977	17,627	地域活力推進課
ボランティア・NPO活動の普及啓発 ・HP「かがわ共助のひろば」の運用 ・ボランティア活動顕彰 ・NPOマネジメント講座 ・災害ボランティア連携強化	658	1,547	男女参画・県民活動課
災害福祉広域ネットワーク構築事業 ※R3～災害ボランティアセ ンター設置運営研修等支援事業(事業名変更)	231	362	健康福祉総務課

重点目標 1 0 科学技術・学術における男女共同参画の推進

科学技術・学術における男女共同参画の推進

①科学技術・学術における女性の参画の拡大

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成についての、大学、公的研究機関、企業等への働きかけ 未来をつくるリケジョフェスタinかがわの開催(中止)	0	2,110	男女参画・県民活動課

②企業の取組みの促進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 女性研究者・技術者が働きやすい環境の整備に関する広報・啓発	-	-	労働政策課

③理科教育の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 小・中・高等学校における理科教育のなかで科学技術の魅力を伝えることができる教員を育成し、十分な教育環境を整備	-	-	- 義務教育課 - 高校教育課
○ 意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により就学困難な学生に対する経済的支援 大学生等奨学金貸付金 大学生等奨学金給付金 ※政策課に所管替	195,302 8,751	199,068 13,435	政策課 政策課 高校教育課

基本目標 III 女性の安全・安心対策の推進

重点目標 1 1 女性へのあらゆる暴力の根絶

(1)女性への暴力を根絶するための基盤づくり

①社会的認識の徹底と暴力の発生を防ぐ環境づくり

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「女性に対する暴力をなくす運動」の定着 女性に対する暴力をなくす運動パネル展の開催(11月16日～20日/県庁) パープルライトアップの実施(11月12日～25日/高松丸亀町老番街前ドーム、JR琴平駅)	- 332	- 137	男女参画・県民活動課
○ 若年層を対象とする予防啓発 DV予防啓発講演会の開催(中止)	0	238	男女参画・県民活動課
○ 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進、「人権週間」を通じた意識啓発	-	-	人権・同和政策課
○ 犯罪の防止に配慮した安全、安心まちづくり 香川県警察防犯カメラ設置促進補助事業 安全安心まちづくり推進協議会(書面開催)	15,870 226	10,000 461	警察本部(生活安全企画課) くらし安全安心課
○ 女性への防犯指導	-	-	警察本部(生活安全企画課)
○ ボランティア、自治体との連携による女性を守る施策の推進	-	-	- 男女参画・県民活動課 - 子ども家庭課 - 警察本部(生活安全企画課)

②体制整備の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 子ども女性相談センターのカウンセリング体制の充実	3,433	3,885	子ども家庭課
○ ハートフルライン(性犯罪被害専用相談電話)による相談体制の充実 ハートフルライン(性犯罪被害専用相談電話)の24時間化 ハートフルライン(性犯罪被害専用相談電話)のフリーダイヤル化	- -	- -	- 警察本部(広聴・被害者支援課) - 警察本部(広聴・被害者支援課)
○ 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 ※R元年度から「生活相談」は「かがわ外国人相談支援センター運営」に移行	-	-	国際課
○ 関係機関連携の促進 県・署単位による被害者支援連絡協議会総会の開催 香川県弁護士会犯罪被害者支援委員会への参加(月1回)	- 21 -	- 235 -	- 男女参画・県民活動課 - 子ども家庭課 - 警察本部(広聴・被害者支援課) - 警察本部(広聴・被害者支援課)
○ 法制度の的確な運用と周知 パンフレット等の配付、ホームページによる周知	- 188 -	- 240 -	- 男女参画・県民活動課 - 子ども家庭課 - 警察本部(人身安全対策課)
○ 女性警察官の採用・登用の拡大 採用した職員に占める女性の割合(R2.10.1及びR3.4.1採用者) 警察官 16.9%、職員 85.7%	-	-	- 警察本部(警察本部人事課)
○ 職員の研修の充実 DV専門研修 被害者支援専科の実施(9/7~9/11) オリブ支援隊訓練の実施(10/28)	152 6 -	242 - 61 -	子ども家庭課 - 警察本部(広聴・被害者支援課) 警察本部(広聴・被害者支援課) - 警察本部(捜査第一課)

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

①広報・啓発の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 広報・啓発の推進 パンフレット等の配付、ホームページによる周知【再掲11(1)】	-	-	男女参画・県民活動課 子ども家庭課
○ 若年層を対象とした講演会の開催 DV予防啓発講演会の開催(中止)【再掲11(1)】	-	-	男女参画・県民活動課

②相談体制の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 子ども女性相談センターや警察における相談窓口の整備、周知 各種会議・イベント等におけるリーフレット等配布 県警ホームページへの掲載 各種広報媒体への掲載 ハートフルライン(性犯罪被害専用相談電話)の24時間化【再掲11(1)】 ハートフルライン(性犯罪被害専用相談電話)のフリーダイヤル化【再掲11(1)】	- 0 - - -	- 184 - - -	- 子ども家庭課 - 警察本部(広聴・被害者支援課) - 警察本部(広聴・被害者支援課) - 警察本部(広聴・被害者支援課) 警察本部(広聴・被害者支援課) 警察本部(広聴・被害者支援課)
○ 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 ※R元年度から「生活相談」は「かがわ外国人相談支援センター運営」に移行 警察相談専用電話(#9110)の運用【再掲1(1)】 「被害の手引き」の翻訳(英・中・韓)をホームページに掲載	- - -	- - -	国際課 警察本部(広聴・被害者支援課) - 警察本部(広聴・被害者支援課)
○ 職員の研修の充実 DV専門研修【再掲11(1)】 各署への巡回教養	- - -	- - -	子ども家庭課 - 警察本部(広聴・被害者支援課) - 警察本部(捜査第一課)

③被害者の保護、自立支援体制の充実

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 緊急保護、一時保護体制などの充実 被害者の一時避難支援	3,078 434	3,789 568	子ども家庭課 警察本部(人身安全対策課)
○ 広域連携による保護	-	-	子ども家庭課
○ 保護命令制度の利用についての情報提供や援助	-	-	子ども家庭課
○ 子ども女性相談センターの心理担当職員による心のケア	3,433	3,885	子ども家庭課
○ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催	-	-	子ども家庭課
○ 被害者の県営住宅への優先入居	-	-	住宅課

④暴力行為への厳正な対処

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)の適正な運用	-	-	警察本部(人身安全対策課)
○加害者への厳正な対処と被害者の心情に配慮した対応	-	-	警察本部(人身安全対策課)

(3)性犯罪への対策の推進

①性犯罪への厳正な対処

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○刑法など関係法令の厳正な運用と適正で強力な捜査の推進	-	-	警察本部(刑事企画課)
○性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の能力の向上 性犯罪捜査専科研修の実施(9/7~9/11)	-	-	警察本部(捜査第一課)
新規性犯罪指定捜査員に対する研修(7/27~7/30)	-	-	警察本部(捜査第一課)
○性犯罪の潜在化防止に向けた取り組み	-	-	警察本部(捜査第一課)

②被害者への支援・配慮

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○性犯罪指定捜査員制度の効果的運用	-	-	警察本部(捜査第一課)
○性犯罪捜査を行う女性警察官の充実と関係機関・団体との連携	-	-	警察本部(捜査第一課)
○相談を受け付ける職員に対する研修の充実 犯罪被害者等支援施策研修会(書面開催)	0	190	くらし安全安心課
○被害女性に対する支援の推進 性暴力被害者支援センター「オーブかがわ」の運営	14,512	14,645	男女参画・県民活動課
被害者の診察料の公費負担	260	294	警察本部(捜査第一課)
(公社)かがわ被害者支援センターへの業務委託	5,881	5,275	警察本部(広聴・被害者支援課)
○香川県被害者支援連絡協議会との連携 県・署単位による被害者支援連絡協議会総会の開催【再掲11(1)】			警察本部(広聴・被害者支援課)
○ハートフルライン(性犯罪被害専用相談電話)の利用推進 各種会議・イベント等におけるリーフレット等配布【再掲11(2)】			警察本部(広聴・被害者支援課)
県警ホームページへの掲載【再掲11(2)】			警察本部(広聴・被害者支援課)
各種広報媒体への掲載【再掲11(2)】			警察本部(広聴・被害者支援課)
○再被害防止対策の推進	-	-	警察本部(刑事企画課)
○外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 ※R元年度から「生活相談」は「かがわ外国人相談支援センター運営」に移行	-	-	国際課
○性犯罪を含めた犯罪被害者に対する各種支援制度の情報提供 犯罪被害者支援リーフレットの作成	41	100	くらし安全安心課
犯罪被害者支援パンフレットの作成	0	121	警察本部(広聴・被害者支援課)
「被害者の手引き」の作成及び配布	204	220	警察本部(広聴・被害者支援課)
「被害者の手引き」の翻訳(英・中・韓)を県警ホームページに掲載	-	-	警察本部(広聴・被害者支援課)
被害者支援リーフレット等の作成	0	63	警察本部(広聴・被害者支援課)
各種会議・イベント等におけるリーフレット等の配布【再掲11(2)】			警察本部(広聴・被害者支援課)
被害者等の同意を得たうえでの犯罪被害者等早期援助団体への情報提供	-	-	警察本部(広聴・被害者支援課)
○性犯罪被害者等に対する総合的支援体制の調査等 性暴力被害者支援センター「オーブかがわ」の運営【再掲11(3)】			男女参画・県民活動課
	-	-	くらし安全安心課
	-	-	子ども家庭課
	-	-	警察本部(広聴・被害者支援課)

③広報・啓発活動の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○性暴力・性犯罪等を含めた犯罪防止のための、広報・啓発の推進 性暴力被害者支援センター「オーブかがわ」の運営【再掲11(3)】			男女参画・県民活動課
犯罪被害者支援リーフレットの作成【再掲11(3)】			くらし安全安心課
			警察本部(広聴・被害者支援課)

(4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

①子どもに対する性暴力への厳正な対処

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律」など関係法令違反事犯の取締り	-	-	- 警察本部(生活環境課)
○ 犯罪捜査の強化	-	-	- 警察本部(生活環境課)
○ 警察、子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関の連携強化	-	-	- 子ども家庭課 - 警察本部(少年課) - 警察本部(生活環境課) - 義務教育課 - 高校教育課

②被害者への適切な対応

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 被害児童の相談、心理療法医体制の充実	-	-	- 子ども家庭課
○ 被害児童の一時保護、児童福祉施設入所などの体制整備	-	-	- 子ども家庭課
○ 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 ※R元年度から「生活相談」は「かがわ外国人相談支援センター運営」に移行	-	-	- 国際課

③防犯・安全対策の強化

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ ボランティア、自治体との連携による施策の推進	-	-	- 警察本部(生活安全企画課)

④情報モラルの育成

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 子どもに対する情報モラルの指導	-	-	- 義務教育課 - 高校教育課
○ フィルタリングサービスの利用促進など保護者などに対する啓発 有害情報から青少年を守るためのリーフレット配付	133	287	- 子ども政策課 - 教委総務課(義務教育課) - 高校教育課
さぬきっ子安全安心ネット指導員の養成	244	523	- 生涯学習・文化財課

(5) 売買春への対策の推進

①売買春の取締りの強化

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「売春防止法」など関係法令による取締りの強化	-	-	- 警察本部(生活環境課)

②売買春からの女性の保護と社会復帰の支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 警察、子ども女性相談センターなどにおける相談体制の充実	-	-	- 子ども家庭課 - 警察本部(生活環境課)
○ 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 ※R元年度から「生活相談」は「かがわ外国人相談支援センター運営」に移行	-	-	- 国際課
○ 子ども女性相談センターにおける一時保護体制の充実 緊急保護、一時保護体制などの充実【再掲11(2)】	-	-	- 子ども家庭課
○ 婦人保護施設での生活・就労指導	2,596	3,512	- 子ども家庭課

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

①セクシュアル・ハラスメント防止対策などの推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 広報・啓発の推進	-	-	- 男女参画・県民活動課 - 労働政策課

②職場におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 職場のセクシュアル・ハラスメントの相談に対する助言、情報提供	-	-	労働政策課

(7) ストーカー行為等への対策の推進

① ストーカー行為等への厳正な対処

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の厳正な運用と適正な捜査	-	-	警察本部(人身安全対策課)
○ 捜査員の育成、専門的能力の向上 県専科教養の実施(5月17日～21日/県警察学校)	-	-	警察本部(人身安全対策課)
○ 相談受理体制の充実	-	-	警察本部(人身安全対策課)

② 被害者の支援と防犯対策

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 相談窓口、ストーカー対策の広報の推進 各種会議・イベント等におけるリーフレット等配布【再掲11(2)】			警察本部(広聴・被害者支援課)
○ 防犯対策の教示、防犯機器の貸出し 防犯カメラ設置支援	735	778	警察本部(人身安全対策課)
○ 再被害防止対策の推進	-	-	警察本部(刑事企画課)
○ 外国人のための「人権・法律相談」「生活相談」 ※R元年度から「生活相談」は「かがわ外国人相談支援センター運営」に移行	-	-	国際課

重点目標 1.2 生涯を通じた女性の健康支援

生涯を通じた女性の健康支援

① 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための取組みの充実

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 成人期、高齢期における健康教育、健康診査・指導などの推進 生活習慣病などの予防施策などの推進【再掲12】			健康福祉総務課
○ 心の健康相談・自殺予防など、男女の心の健康の維持	17,650	18,318	障害福祉課
○ 思春期からの女性のライフステージに応じた健康相談・健康教育の充実	96	282	子ども家庭課
○ 食育の推進 乳幼児期からの健康に配慮した食育に関するネットワークづくり【再掲6(2)】			健康福祉総務課
○ 女性特有のがん対策の推進 生活習慣病などの予防施策などの推進【再掲12】			健康福祉総務課
○ 生活習慣病などの予防施策などの推進	29,921	40,619	健康福祉総務課
○ 歯と口の健康づくり(8020運動)の推進	12,825	16,828	健康福祉総務課

② がん検診受診率の向上

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 広報・啓発の推進 生活習慣病などの予防施策などの推進【再掲12】			健康福祉総務課
○ 働く世代等に対するがん検診受診の利便性向上対策 生活習慣病などの予防施策などの推進【再掲12】			健康福祉総務課

③ 生活習慣の改善

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 若い世代に対する生活習慣・食習慣の改善に関する指導	220	459	健康福祉総務課
○ 小児生活習慣病の予防 生活習慣病などの予防施策などの推進【再掲12】			健康福祉総務課
○ ロコモティブシンドロームの予防 ロコモティブシンドローム等予防研修会の開催等	927	-	健康福祉総務課

④妊娠・出産などに関する健康支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化	4,511	4,928	子ども家庭課
○ 総合的な周産期医療体制の充実	26,448	24,450	子ども家庭課
○ 「いいお産」「母乳育児」の普及啓発	-	-	子ども家庭課
○ 不妊に悩む方に対する支援の充実	4,000	4,100	子ども家庭課
○ 女性の主体的な避妊のための知識の普及	-	-	子ども家庭課
○ 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導	-	-	保健体育課
○ 思春期保健に関する相談や学習機会の充実	138	107	子ども家庭課

⑤健康をおびやかす問題への対策の推進

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ HIV/エイズ、性感染症対策の推進	989	1,775	薬務感染症対策課
○ 薬物乱用根絶に向けた啓発、相談、取締り	4,439	3,813	薬務感染症対策課 警察本部(組織犯罪対策課)
○ 喫煙・飲酒に関する情報の提供	1,507	518	健康福祉総務課
○ 学校における薬物乱用防止の指導の充実	-	-	保健体育課

⑥医療分野における医師などの就業の継続

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 医師・看護師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保 医療勤務環境改善支援センター運営事業【再掲7(4)】 女性医師就業・復職支援事業 勤務医の働き方改革推進事業【再掲7(4)】	1,361	2,000	医務国保課 医務国保課 医務国保課 県立病院課
○ 保育施設の充実 病院内保育所運営費補助事業【再掲7(4)】	-	-	医務国保課 県立病院課
○ 育児短時間勤務の利用推進	-	-	県立病院課

重点目標13 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備

(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性への支援

①生活・就労総合相談の実施

(単位:千円)

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 長期離職者や就職未経験者など就職困難な女性に対する、生活・就労に関する総合的な支援 ※H30年度をもって「生活・就労総合支援事業」は終了	-	-	労働政策課
○ 「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援、就労支援等の実施	40,532	37,500	健康福祉総務課

②職業訓練の実施

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 県立高等技術学校における職業訓練の実施 【再掲7(4)】	-	-	労働政策課

③ひとり親家庭に対する支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 職業訓練などの自立支援	114,746	248,927	労働政策課
○ 児童の学習支援	3,670	4,000	子ども家庭課

④生活困窮世帯等の子どもへの教育支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ 「生活困窮者自立支援法」に基づく子どもへの学習支援の実施	10,075	11,965	健康福祉総務課
○ スクールソーシャルワーカーの配置 スクールソーシャルワーカーの市町への配置を促進 スクールソーシャルワーカーの県立学校への配置	30,859 12,188	33,574 13,059	義務教育課 高校教育課

(2) 高齢者・若年者・障害者等への支援**① 高齢者・若年者・障害者等への就業支援**

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ シルバー人材センター・ミニシルバー人材センターの活動支援	5,250	5,250	労働政策課
○ jobナビかがわplusの運営 ※H28に正社員の求人サイト「jobナビかがわ」へ統合	-	-	労働政策課
○ 障害者の働く場の確保と就労支援	7,232	7,300	障害福祉課

② 高齢者・障害者をみんなで支える社会の構築

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ ユニバーサルデザインによるまちづくり	-	-	健康福祉総務課 道路課
○ 民生委員などによる声かけ、見守り活動の充実	199,898	49,100	健康福祉総務課
	99,230	107,178	

③ 若年層の支援

事業の概要	R2決算額	R3当初予算額	担当課
○ ひきこもりに対する相談支援	10,068	12,941	障害福祉課
○ フリーターやニートなどに対する正規就労に向けた支援 ※R2年度から就職氷河期世代への支援を追加	9,965	13,490	労働政策課

【決算・予算額の記載について】

- 予算のない事業等の場合 ⇒ 「-」
- 取り組んでいるものの、具体的な事業としては特段記載すべきことがない場合 ⇒ 「-」
- 予算計上していたが、決算額がゼロの場合 ⇒ 「0」
- 何も取り組まなかった場合 ⇒ 空欄
- 【再掲】 ⇒ 空欄

第 3 部

県内市町の状況

1 男女共同参画・女性問題に関する推進体制

令和3年4月1日現在

市町名	担当課(室)	庁内連絡会議	諮問機関
高松市	男女共同参画・協働推進課 087-839-2275	○	○
丸亀市	人権課 男女共同参画室 0877-24-8823	○	○
坂出市	人権課 0877-44-5008		○
善通寺市	人権課 0877-63-6311	○	○
観音寺市	企画課 男女共同参画推進室 0875-23-3917	○	○
さぬき市	人権推進課 087-894-9088	○	○
東かがわ市	人権推進課 0879-26-1227		○
三豊市	人権課 0875-73-3008	○	○
土庄町	住民環境課 人権推進室 0879-62-7015		
小豆島町	住民生活課 男女共同参画推進室 0879-82-7004		○
三木町	人権推進課 087-891-3324		
直島町	教育委員会 087-892-2882		○
宇多津町	教育委員会事務局 生涯学習課 0877-49-8007		
綾川町	住民生活課 087-876-1114		○
琴平町	企画防災課 人権同和室 0877-75-6711		○
多度津町	住民環境課 0877-33-4480	○	○
まんのう町	企画政策課 人権推進室 0877-73-0106		
計		7/17	13/17
香川県	男女参画・県民活動課 087-832-3197	○	○

2 男女共同参画に関する計画の策定状況・条例の制定状況

令和3年4月1日現在

市町名	計画			条例	
	計画名	計画期間	策定期間	条例	施行日
高松市 ※	第4次たかまつ男女共同参画プラン	平成28年度～令和3年度	平成28年2月		
丸亀市 ※	第3次男女共同参画プランまるがめ	平成29年度～令和3年度	平成29年3月	丸亀市男女共同参画推進条例	平成20年4月1日
坂出市 ※	坂出市男女共同参画計画	令和3年度～令和12年度	令和3年3月		
善通寺市 ※	第2次善通寺市男女共同参画プラン	令和3年度～令和9年度	令和3年3月		
観音寺市 ※	第2次観音寺市男女共同参画計画	令和元年度～令和10年度	平成31年3月		
さぬき市 ※	第2次さぬき市男女共同参画プラン(改訂版)	令和元年度～令和5年度	平成31年3月	さぬき市男女共同参画推進条例	平成21年6月24日
東かがわ市 ※	第2次東かがわ市男女共同参画基本計画	平成28年度～令和3年度	平成28年3月		
三豊市 ※	第3次三豊市男女共同参画プラン	平成30年度～令和4年度	平成30年3月	三豊市男女共同参画推進条例	平成28年4月1日
土庄町	とのしょう男女共同参画プラン	平成26年度～令和5年度	平成26年3月		
小豆島町 ※	小豆島町いきいきプラン～第2次男女共同参画基本計画～	平成28年度～令和7年度	平成28年6月		
三木町	三木町男女共同参画プラン	平成28年度～令和2年度	平成28年3月		
直島町 ※	直島町男女共同参画基本計画	平成29年度～令和8年度	平成29年3月	直島町男女共同参画推進条例	平成15年4月1日
宇多津町 ※	第2次宇多津町男女共同参画基本計画	平成30年度～令和4年度	平成30年3月		
綾川町 ※	第2次綾川町男女共同参画プラン	令和元年度～令和10年度	平成31年3月		
琴平町 ※	第2次琴平町男女共同参画基本計画	令和3年度～令和8年度	令和3年4月	琴平町男女共同参画推進条例	平成24年3月26日
多度津町 ※	第2次たどつ男女共同参画プラン	平成28年度～令和2年度	平成28年3月		
まんのう町					
計	16/17	94.1%		5/17	29.4%
香川県	第3次かがわ男女共同参画プラン	平成28年度～令和2年度	平成27年12月	香川県男女共同参画推進条例	平成14年4月1日

1. ※は、男女共同参画に関する計画を配偶者暴力防止及び被害者支援計画として位置づけている市町。

(善通寺市は平成27年度から、綾川町は令和元年度から、琴平町は令和3年度から位置づけ)

2. 香川県は、別途「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」(平成28年度～令和2年度)を策定している。

3 審議会等女性委員の登用

令和2年4月1日現在

市町名	審議会等委員の目標 (目標を設定している市(区)町村のみ記入)						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況(広域除く)						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					
	目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	
高松市	42	令和2年度	104	102	1,448	571	39.4	68	68	960	380	39.6	6	5	46	10	21.7	
丸亀市	40	令和3年度	53	52	628	274	43.6	47	47	593	266	44.9	6	5	35	8	22.9	
坂出市	30	令和2年度	30	23	348	66	19.0	30	23	348	66	19.0	6	4	62	6	9.7	
善通寺市	30	令和元年度	32	31	266	71	26.7	32	31	266	71	26.7	6	4	35	5	14.3	
観音寺市	30	令和5年度	50	38	578	141	24.4	50	38	578	141	24.4	6	4	66	5	7.6	
さぬき市	35	令和5年度	56	35	408	109	26.7	19	17	222	68	30.6	5	3	34	6	17.6	
東かがわ市	35	令和3年度	30	30	343	112	32.7	30	30	343	112	32.7	5	3	31	4	12.9	
三豊市	30	令和4年度	36	31	462	104	22.5	36	31	462	104	22.5	6	4	40	7	17.5	
土庄町	50	令和5年度	39	26	418	59	14.1	22	17	265	36	13.6	5	2	27	2	7.4	
小豆島町	23	令和2年度	19	14	245	51	20.8	19	14	245	51	20.8	5	2	27	2	7.4	
三木町								16	12	212	49	23.1	5	2	33	4	12.1	
直島町								9	9	87	22	25.3	5	4	20	4	20.0	
宇多津町								21	16	205	42	20.5	5	3	22	4	18.2	
綾川町	30	令和4年度	17	11	262	38	14.5	17	11	254	38	15.0	5	4	36	6	16.7	
琴平町								21	17	167	42	25.1	5	4	25	4	16.0	
多度津町	30	令和2年度	19	17	209	45	21.5	19	17	209	45	21.5	5	4	27	4	14.8	
まんのう町								11	9	166	28	16.9	5	3	32	5	15.6	
計	12/17							467	407	5582	1561	28.0	91	60	598	86	14.4	
香川県(※)	40	令和2年度	64	62	882	312	35.4	66	64	969	348	35.9	9	6	66	17	25.8	

※香川県の数値については、令和3年3月31日現在。

4 首長等の状況、女性公務員の管理職登用状況

令和2年4月1日現在

市町名	市長・町長等						自治会長			管理職の在職状況					
	市長 町長	うち 女性	女性 比率 (%)	副市 長、副 町長	うち 女性	女性 比率 (%)	自治 会長 数	うち 女性	女性 比率 (%)	管理 職総 数	うち 女性 管理 職数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		
													管理 職総 数	うち 女性 管理 職数	女性 比率 (%)
高松市	1	0	0.0	2	0	0.0	2,575	389	15.1	197	28	14.2	118	11	9.3
丸亀市	1	0	0.0	1	0	0.0	860	146	17.0	62	7	11.3	45	6	13.3
坂出市	1	0	0.0	1	0	0.0	329	25	7.6	86	9	10.5	44	5	11.4
善通寺市	1	0	0.0	1	0	0.0	327	33	10.1	47	11	23.4	36	4	11.1
観音寺市	1	0	0.0	1	0	0.0	262	6	2.3	41	1	2.4	39	1	2.6
さぬき市	1	0	0.0	1	0	0.0	369	35	9.5	62	14	22.6	37	2	5.4
東かがわ市	1	0	0.0	1	0	0.0	187	8	4.3	26	7	26.9	22	5	22.7
三豊市	1	0	0.0	1	0	0.0	537	34	6.3	50	9	18.0	46	8	17.4
土庄町	1	0	0.0	0	0	0.0	54	0	0.0	13	2	15.4	12	2	16.7
小豆島町	1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0	30	4	13.3	25	4	16.0
三木町	1	0	0.0	1	0	0.0	※把握困難			22	3	13.6	21	2	9.5
直島町	1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0	12	2	16.7	11	1	9.1
宇多津町	1	0	0.0	1	0	0.0	48	4	8.3	13	2	15.4	10	2	20.0
綾川町	1	0	0.0	1	0	0.0	380	56	14.7	19	4	21.1	15	2	13.3
琴平町	1	0	0.0	1	0	0.0	115	8	7.0	14	2	14.3	14	2	14.3
多度津町	1	0	0.0	1	0	0.0	120	10	8.3	14	2	14.3	11	2	18.2
まんのう町	1	0	0.0	1	0	0.0	184	7	3.8	15	1	6.7	13	1	7.7
計	17	0	0.0	17	0	5.6	6,387	762	11.9	723	108	14.9	519	60	11.6
香川県	1	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	433	55	12.7	313	39	12.5

5 男女共同参画に関する施設、男女共同参画に関する宣言

令和3年4月1日現在

市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設		男女共同参画に関する宣言	
			宣言年月日	宣言名称
高松市	高松市男女共同参画センター	高松市松島町一丁目15番1号 087-833-2282	平成9年12月18日	男女共同参画都市宣言
丸亀市			平成17年12月1日	丸亀市男女共同参画都市宣言
坂出市				
善通寺市				
観音寺市				
さぬき市				
東かがわ市				
三豊市				
土庄町				
小豆島町				
三木町				
直島町				
宇多津町				
綾川町				
琴平町				
多度津町				
まんのう町				
計	1/17		2/17	11.8%
香川県	かがわ男女共同参画相談プラザ	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター3階 087-832-3198		

第 4 部

資料

男女共同参画の現状に関する統計

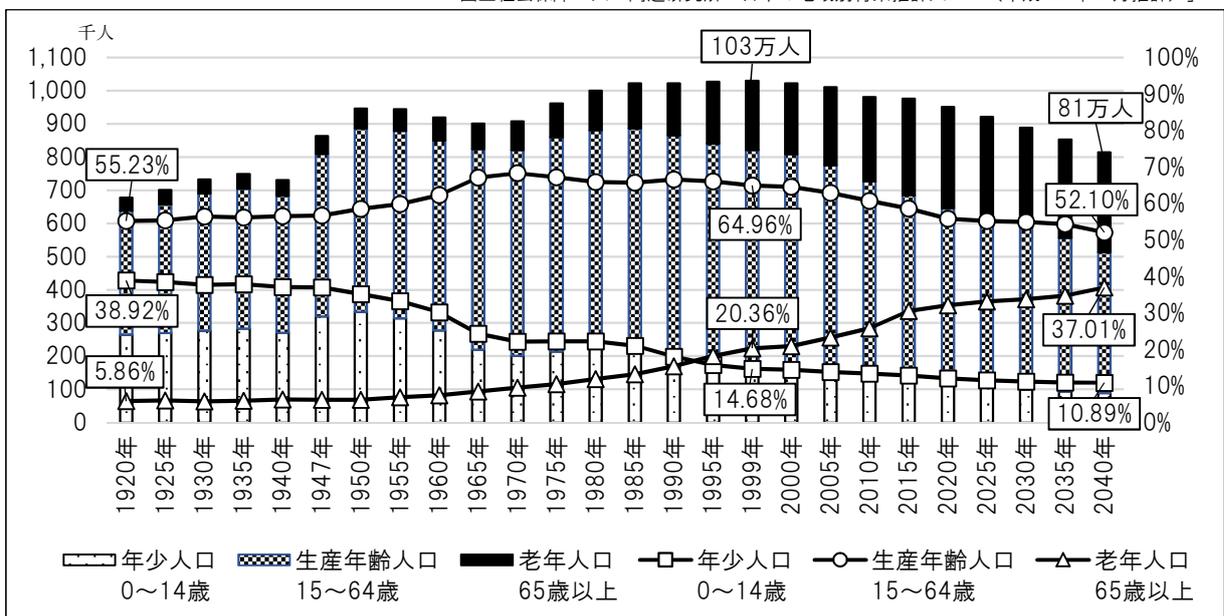
1 人口の状況

本県の人口は、平成 11（1999）年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のままで何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、令和 22（2040）年の本県の総人口は 81 万人程度にまで減少すると見込まれています。

こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、令和 2 年 3 月に「かがわ人口ビジョン」を改訂し、令和 42 年（2060）年に人口約 77 万人を維持するという目標を掲げたところであり、今後もこの目標の実現に向けた取組みが求められています。

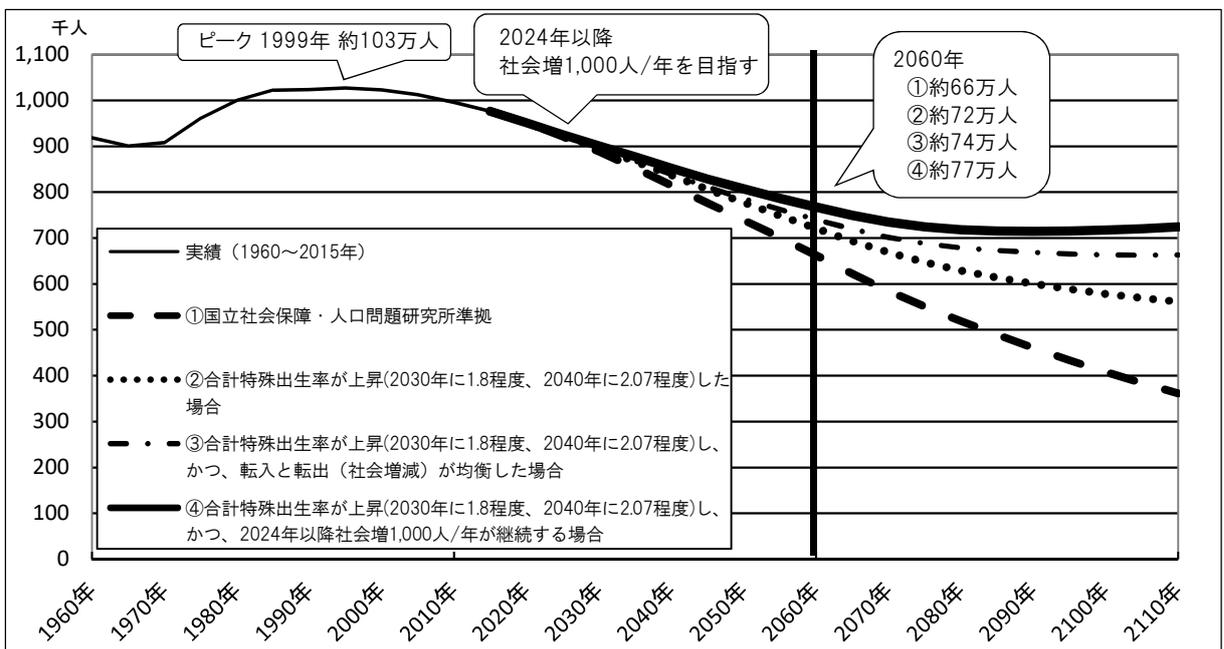
◇ 将来推計人口（香川県）

資料：総務省統計局「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」



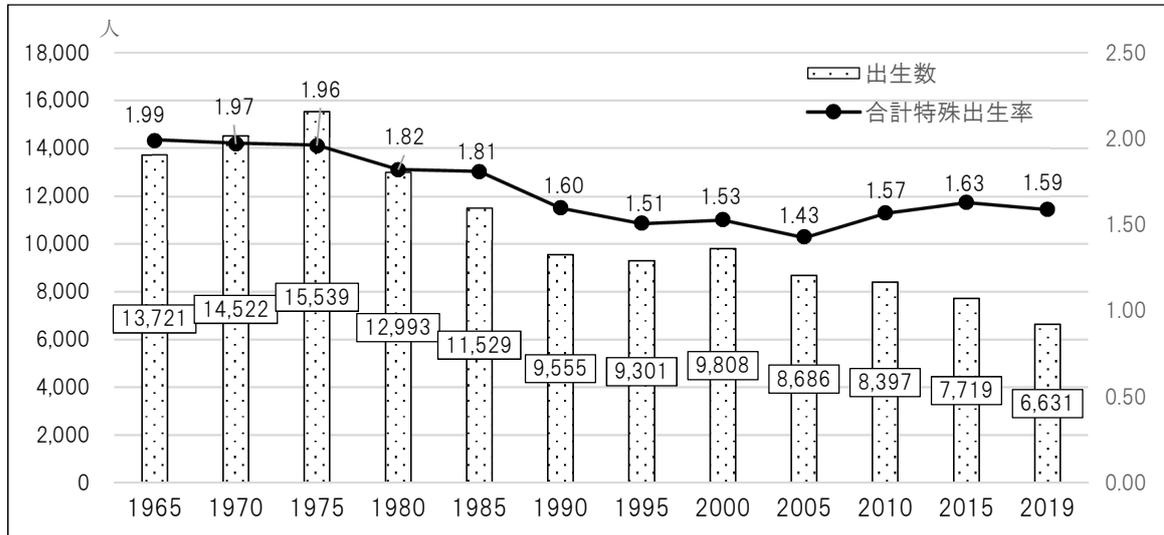
◇ 本県の人口の長期的見通し

資料：かがわ人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂版）



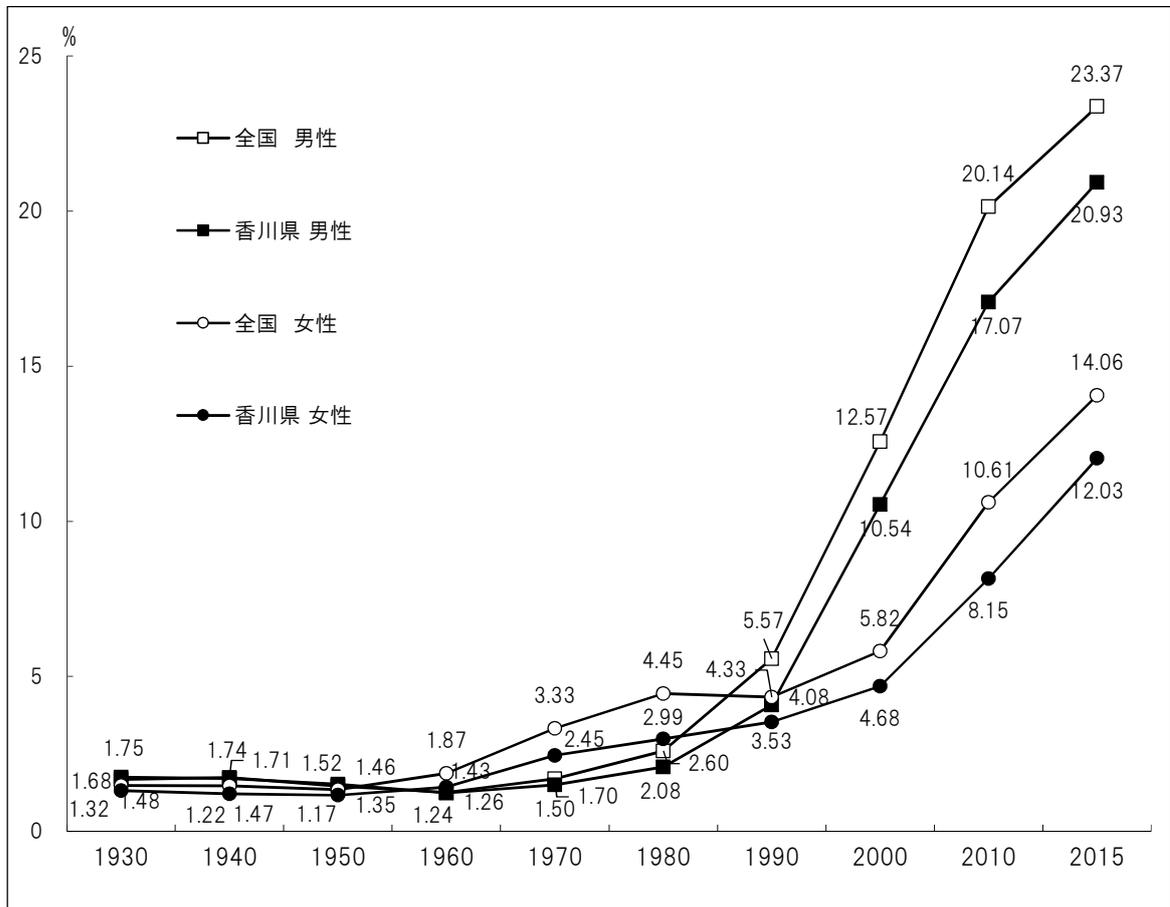
本県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均）は、昭和 48（1973）年の 2.09 から減少傾向にありましたが、平成 15（2003）年及び平成 18（2006）年の 1.42 を底に緩やかな上昇傾向にあり、令和元（2019）年は 1.59 となっています。また、50 歳時に結婚したことの無い人の割合を示す生涯未婚率も上昇しています。

◇ 出生数と合計特殊出生率（香川県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

◇ 生涯未婚率

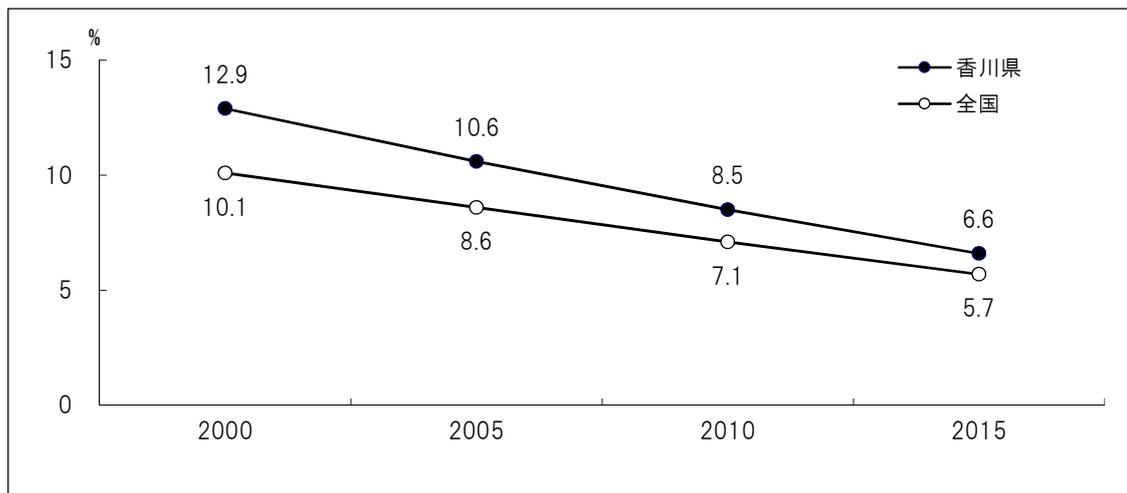


資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2021」

2 家族形態の状況

核家族や単独世帯が増加し、3世代世帯の割合は減少しています。また、今後、単身の高齢者世帯が増加し、令和12(2030)年には65歳以上の女性の2割程度を占めるものと予測されています。

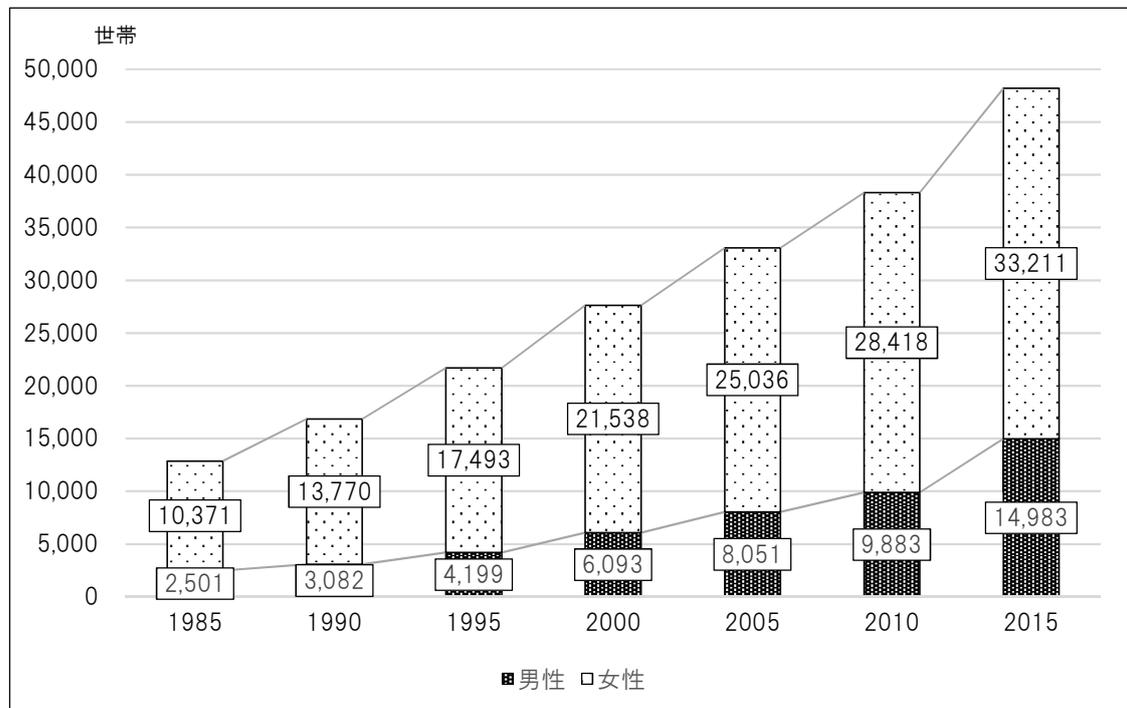
◇ 一般世帯に占める3世代世帯の割合



※2000年,2005年は新分類区分による遡及集計

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

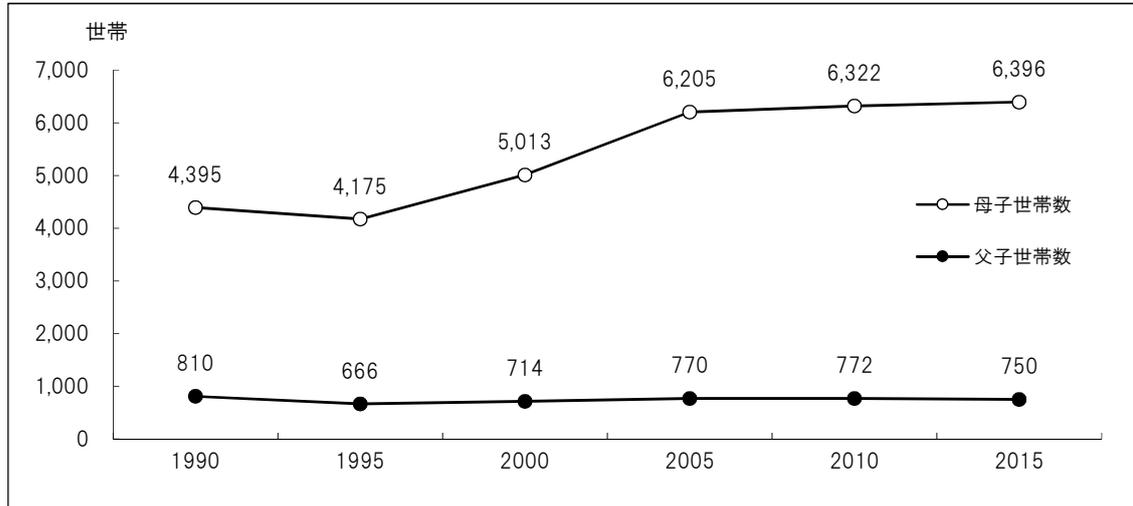
◇ 65歳以上単身世帯数(香川県)



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

ひとり親世帯数は増加傾向にあり、特に母子世帯数が多くなっています。また、母子世帯では、就業状態がパート・アルバイト等である割合が多くなっています。

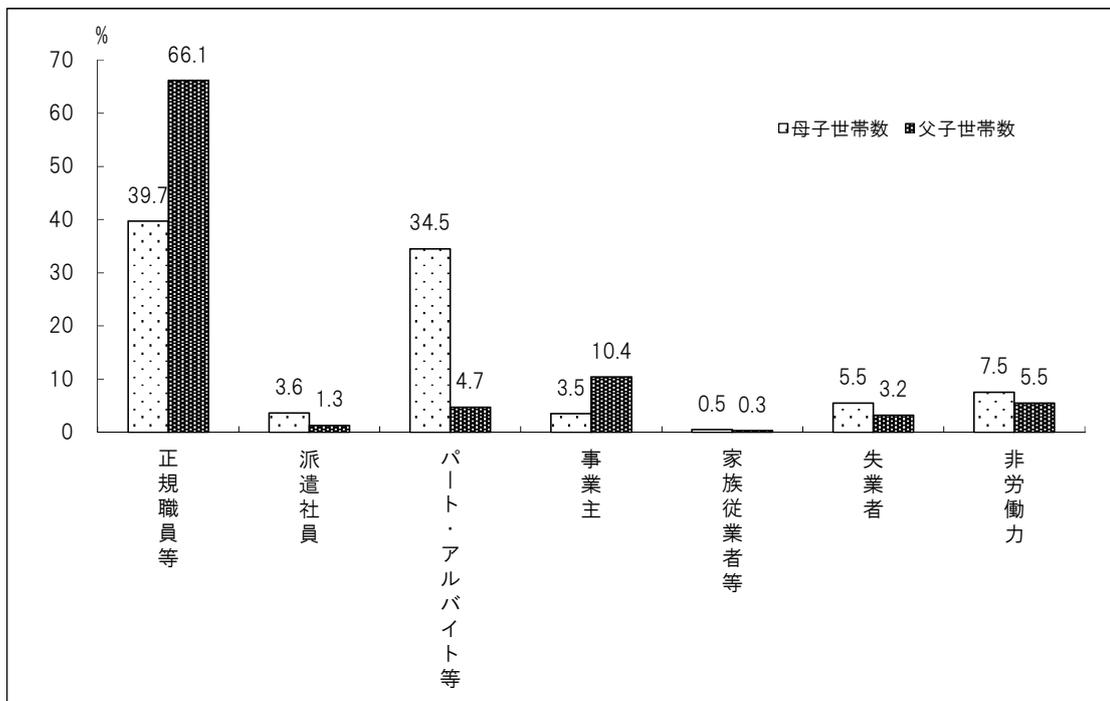
◇ ひとり親世帯数（香川県）



※母子（父子）世帯：未婚，死別又は離別の女親（男親）と，その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

◇ ひとり親世帯の就業状況（香川県）



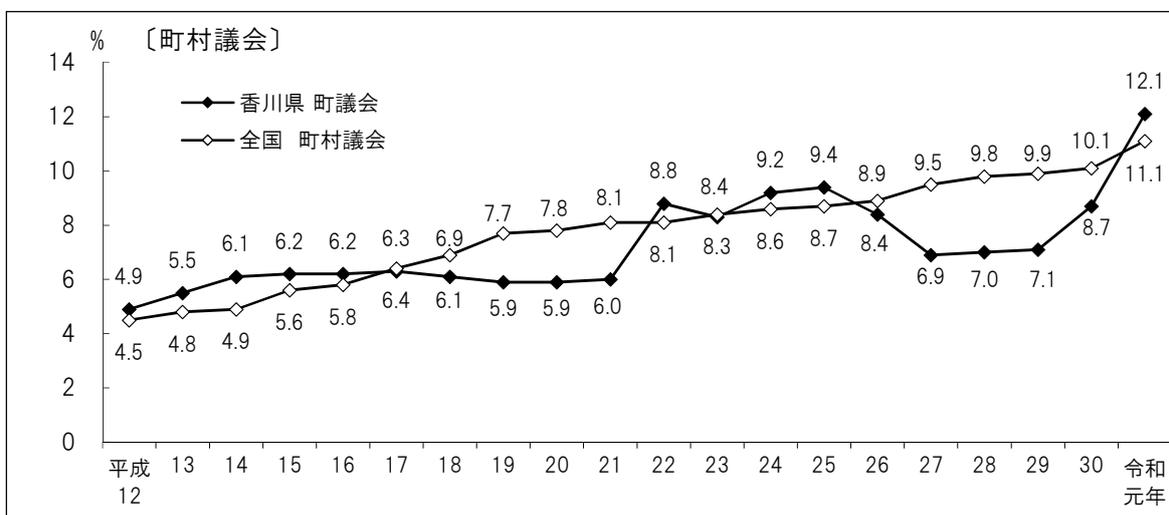
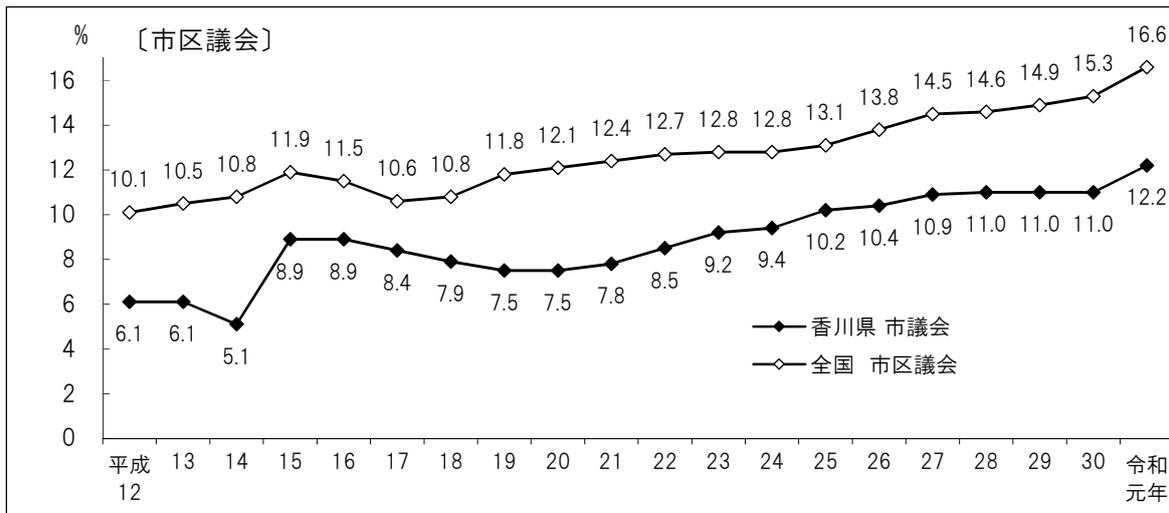
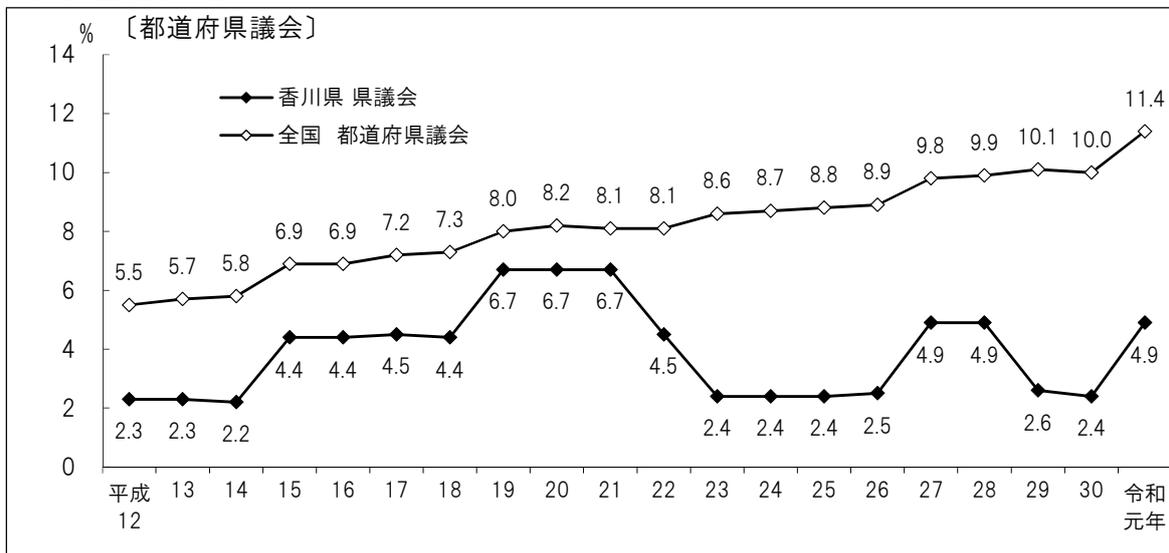
※不詳等があるため、合計は100%にならない。

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）より作成

3 政策・方針決定過程への女性の参画状況

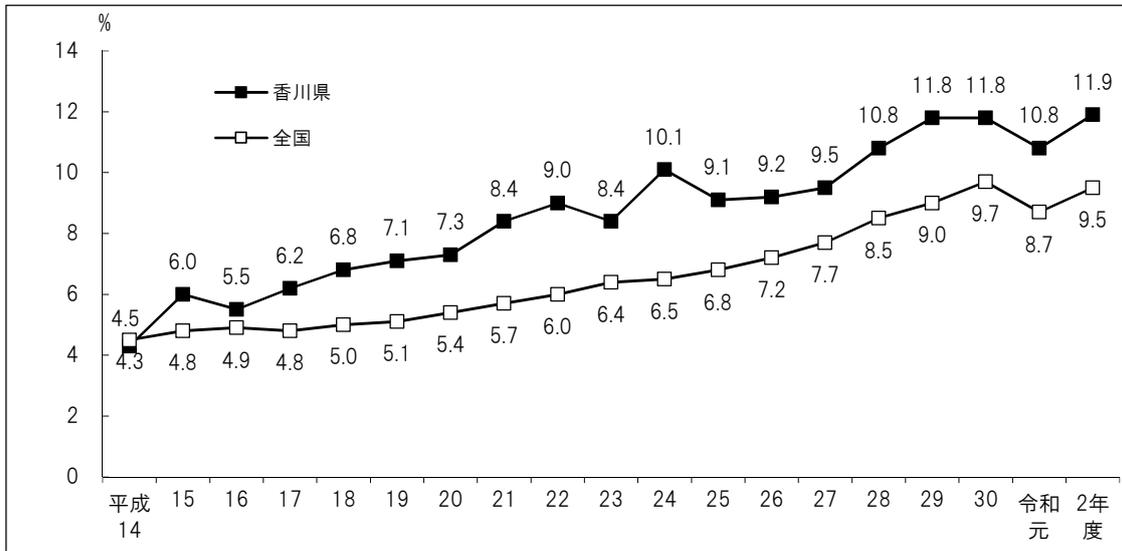
女性議員の割合や地方公共団体の管理職に占める女性の割合は低い水準で推移しています。

◇ 女性議員の割合



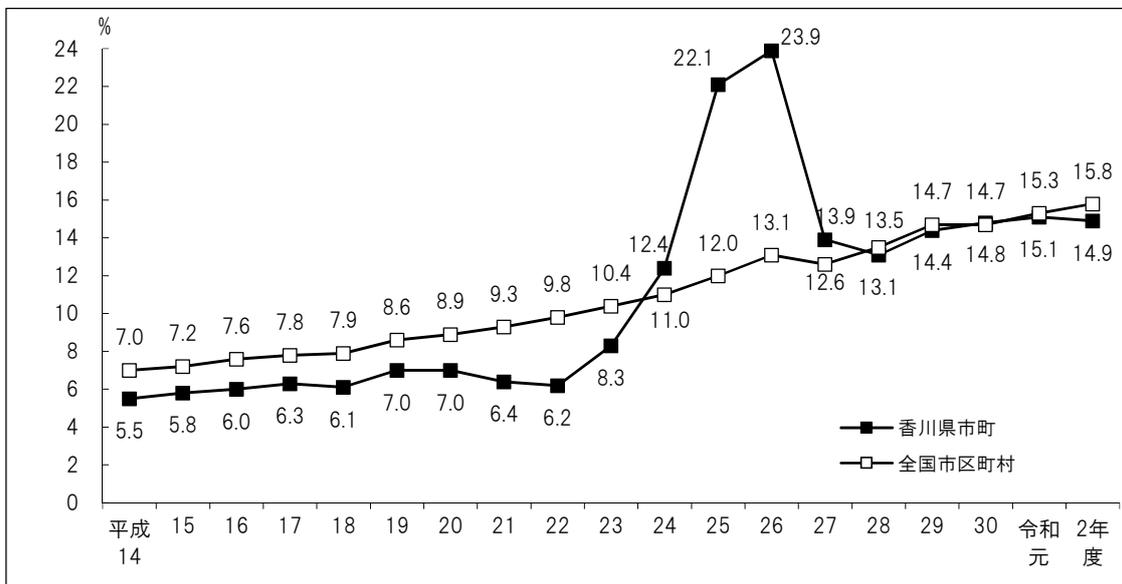
資料：内閣府「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」

◇ 都道府県の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合



資料：内閣府「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」
「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成26年度～）」

◇ 市区町村の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合



資料：内閣府「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」
「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成26年度～）」

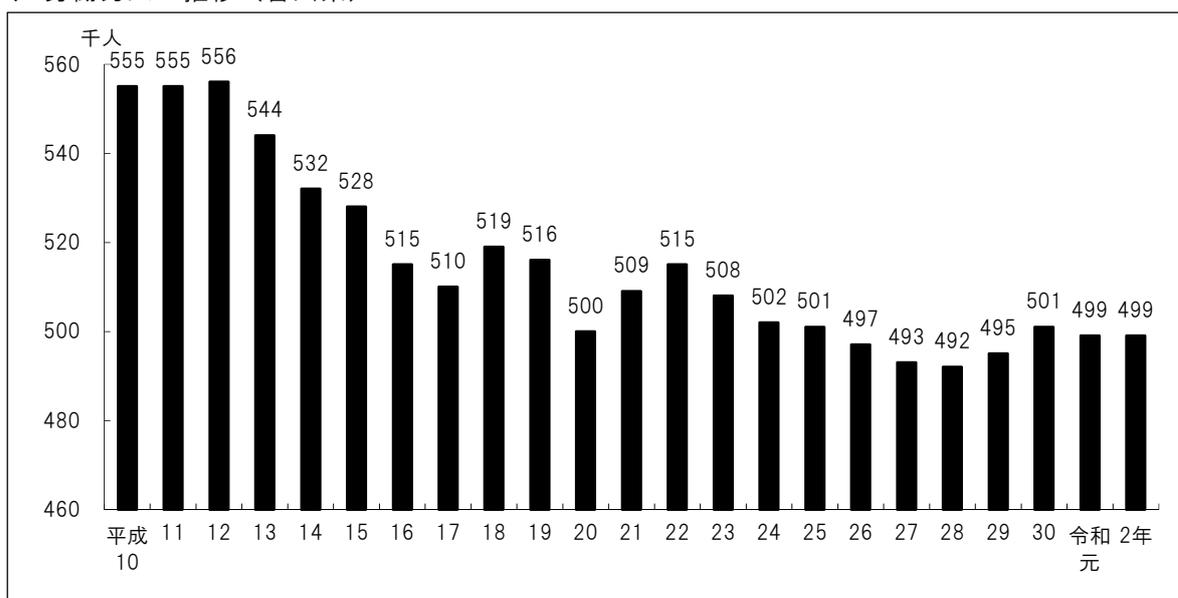
4 雇用・労働情勢

少子高齢化の進展に伴い、長期的には労働力不足が懸念される状況にあります。

一方、妊娠・子育て期に就業を中断する女性が多いことから、女性の労働力率を年代別にみるとM字カーブを描いています。M字カーブの谷は次第に浅くなるとともに高い年代へ移行しています。

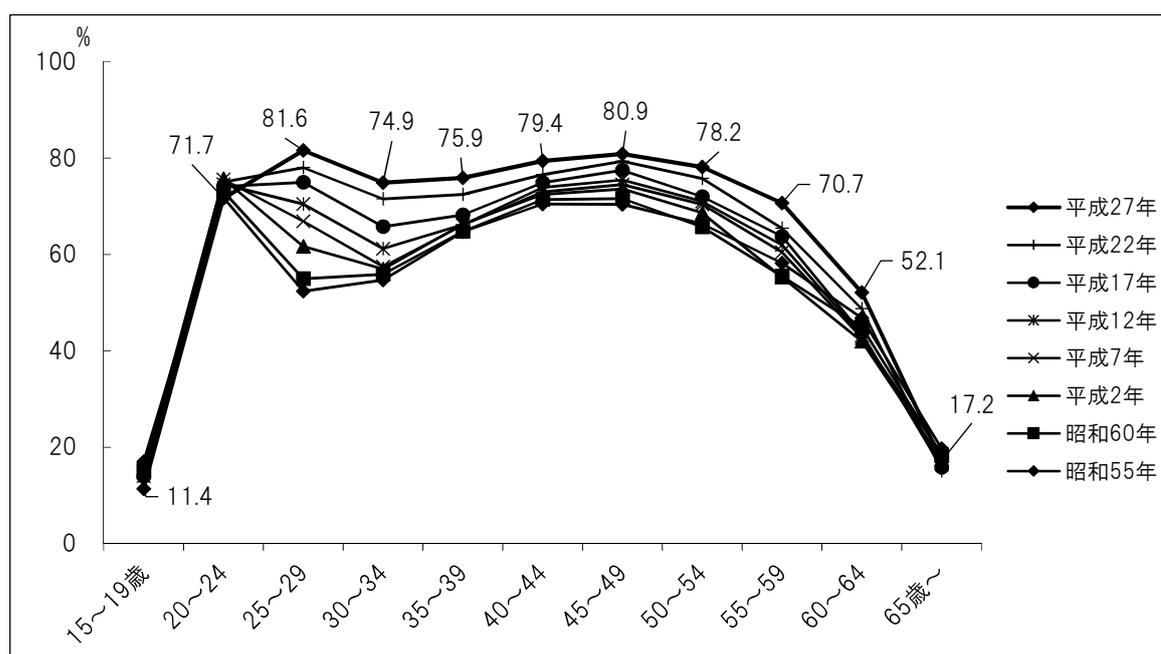
また、女性の従業上の地位を年代別に見ると、30歳代以降ではパート・アルバイト等が多いのが現状です。

◇ 労働力人口推移（香川県）



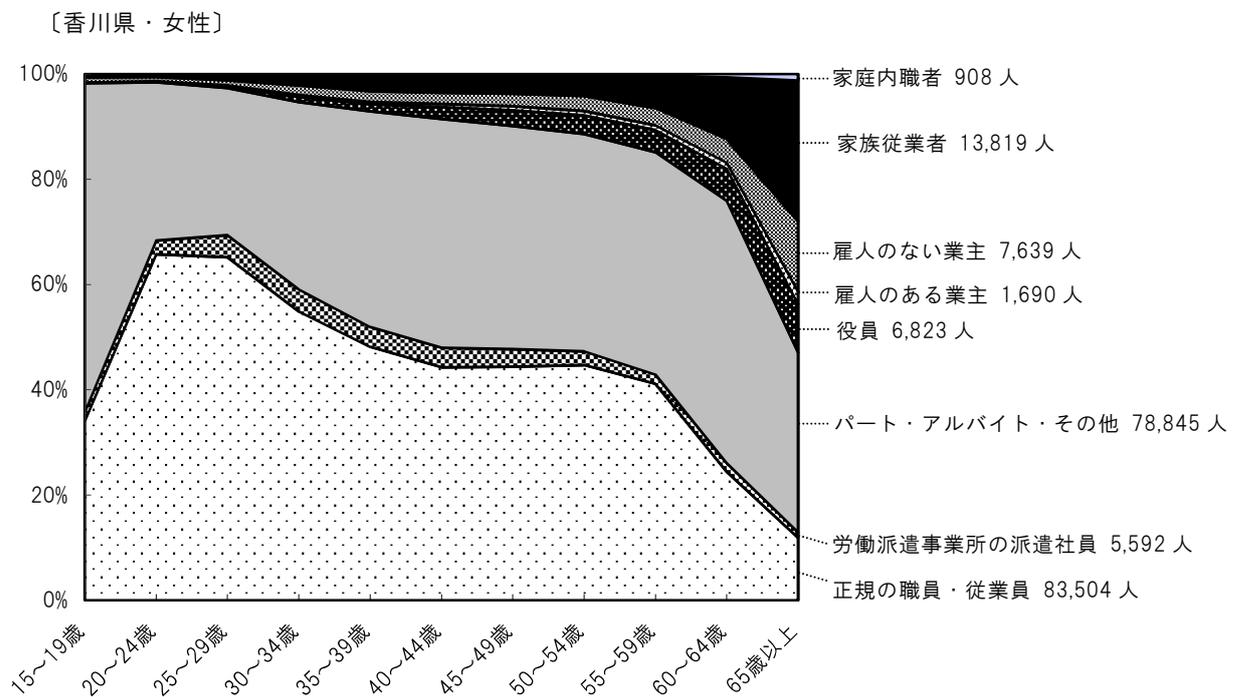
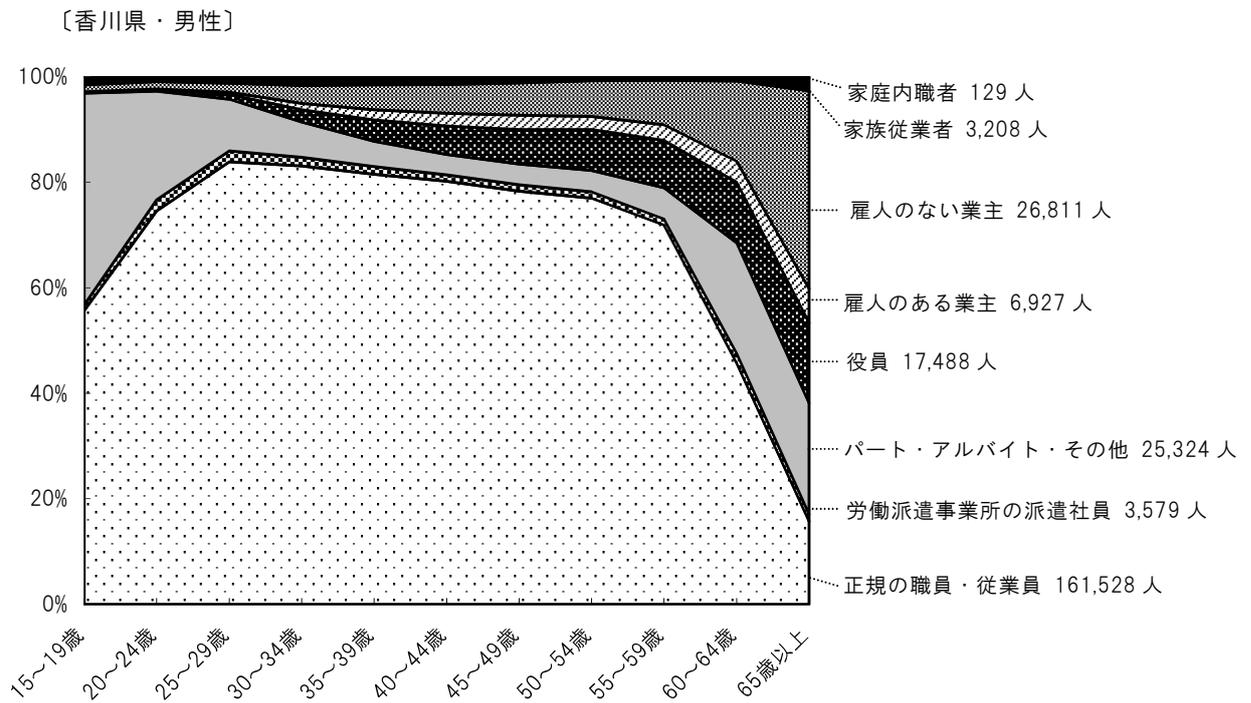
資料：総務省「労働力調査」（モデル推計）

◇ 年代別労働力率推移（香川県・女性）



資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

◇ 従業上の地位

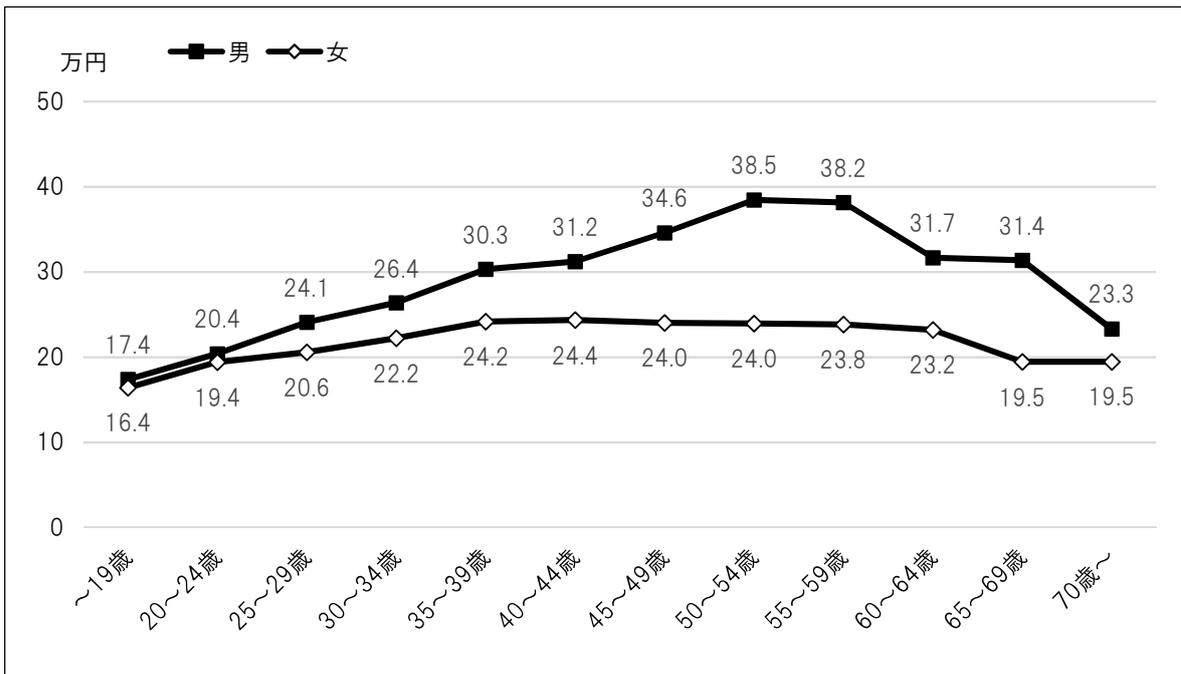


資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

男女の年代別所定内給与額を比較すると、男性では50～54歳のピークに向けて給与額が上昇していますが、女性では年齢階級が高くなっても給与額はあまり上昇していません。

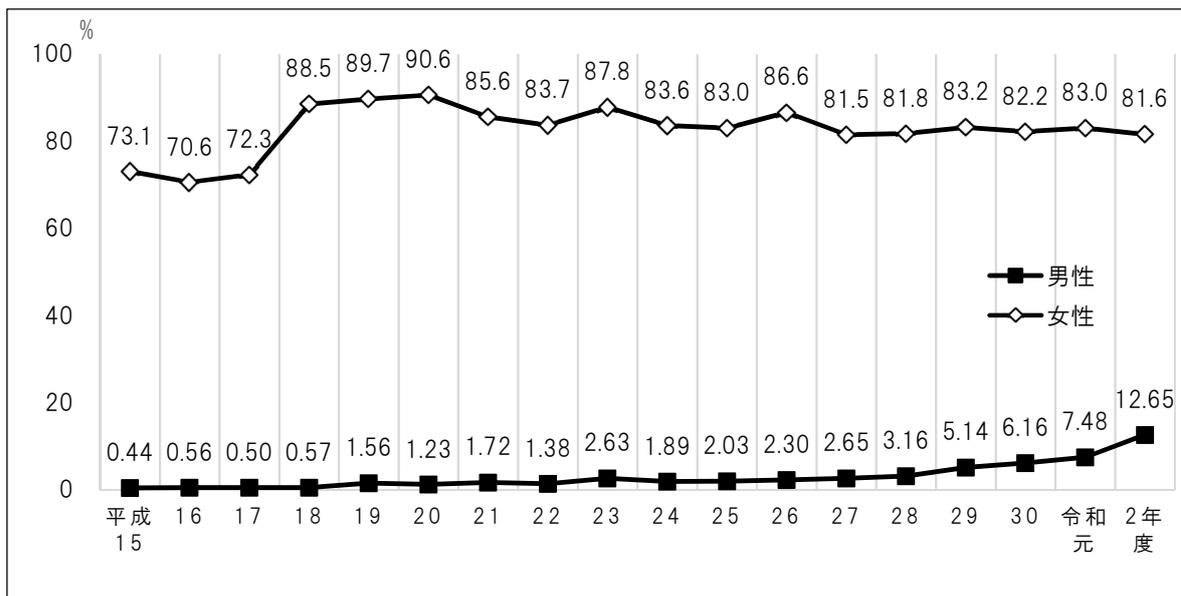
育児休業取得率については、女性は9割近くで推移しています。男性の取得については、上昇傾向にあるものの、まだごくわずかです。

◇ 年代別所定内給与額（香川県）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和2年）

◇ 育児休業取得率（全国）

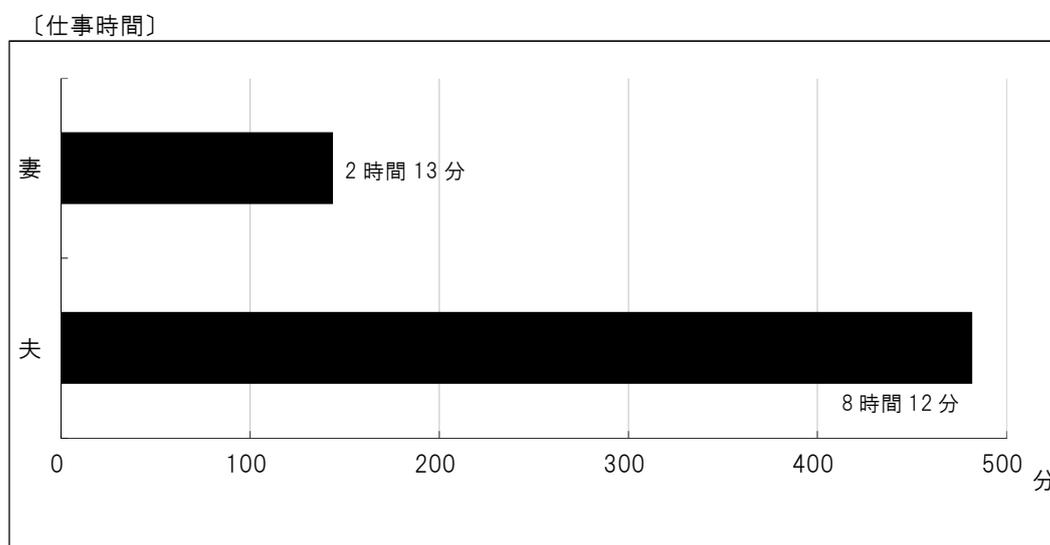
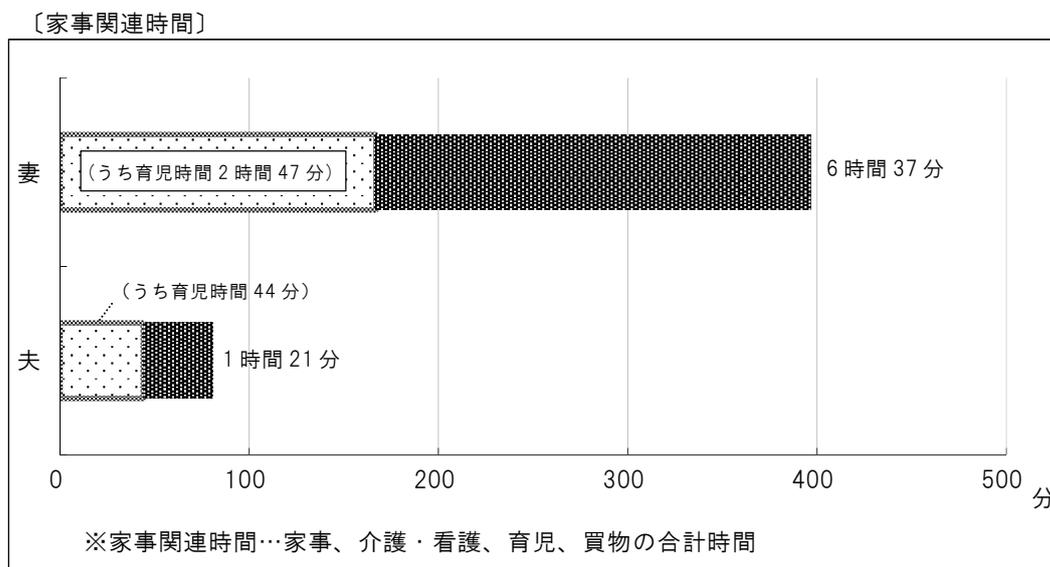


資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成19年～）、「女性雇用管理基本調査」（～平成18年）

5 生活時間

育児期にある夫婦の生活時間をみると、家事・育児が妻に偏っており、夫が育児に関わる時間が少ないことがわかります。

◇ 生活時間（香川県／週全体／6歳未満の子供がいる夫・妻（夫婦と子供の世帯））



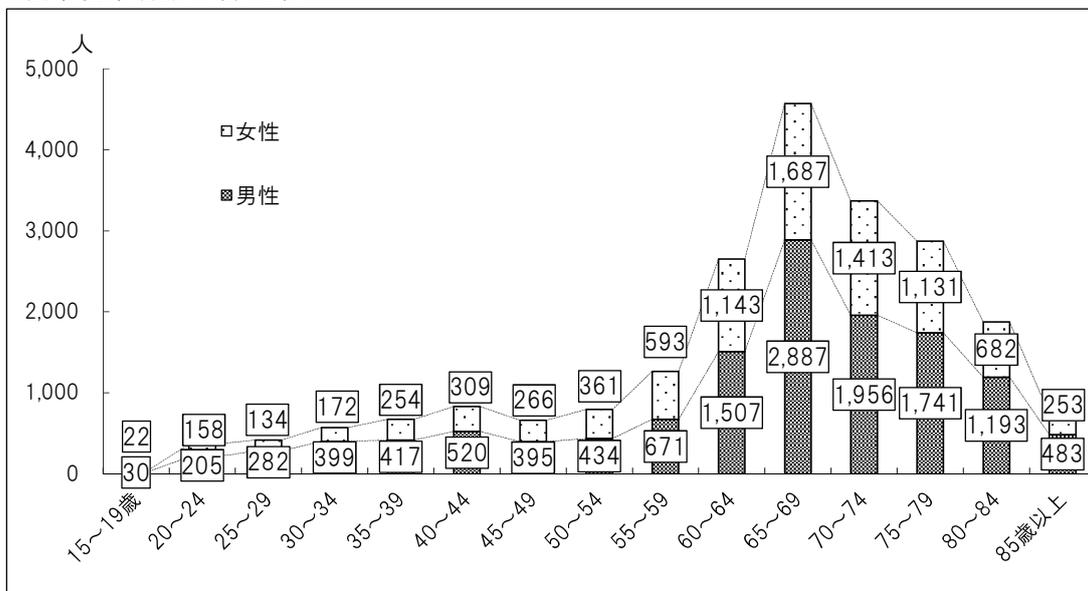
資料：総務省「社会生活基本調査」（平成28年）

6 農林水産分野に関する状況

農林水産業の就業者数を年代別に見ると、高齢者が重要な担い手となっていることがわかります。また、農業就業者数の4割を女性が占めるなど、農山漁村において女性は大きな役割を果たしています。

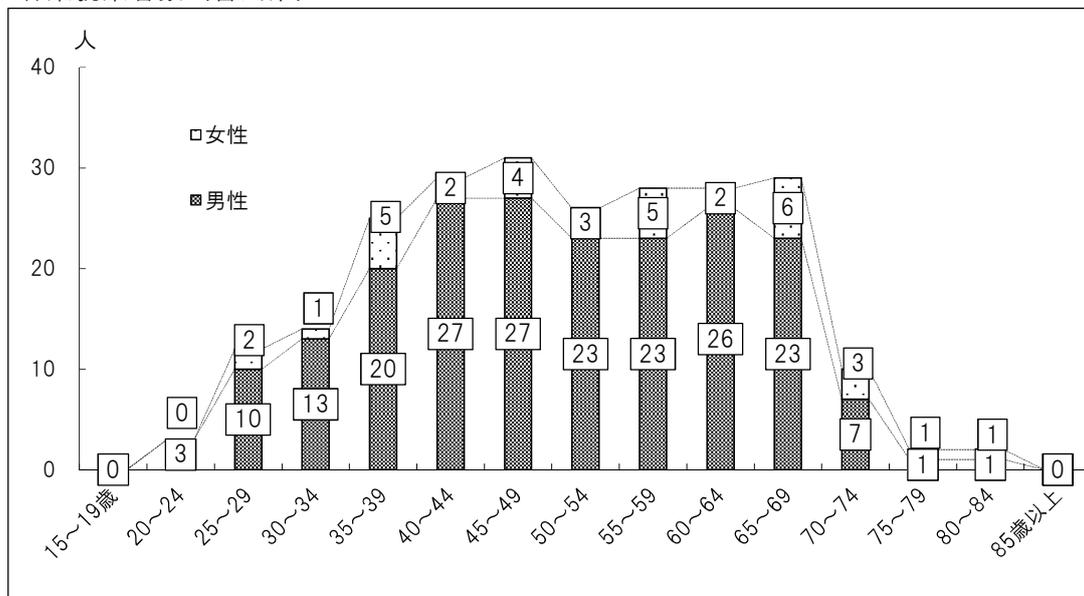
一方、農業士や指導漁業士に占める女性の割合は2割程度となっています。

◇ 農業就業者数（香川県）



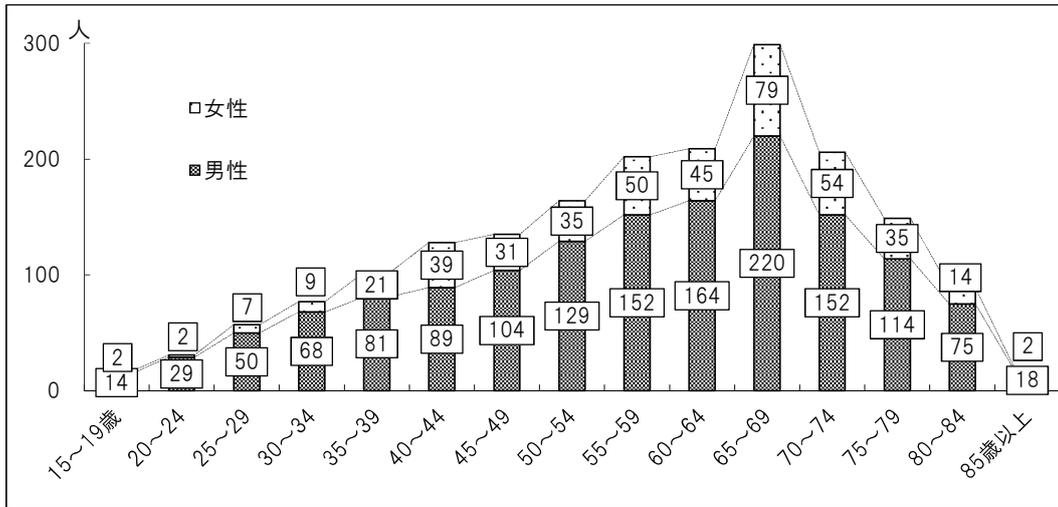
資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

◇ 林業就業者数（香川県）



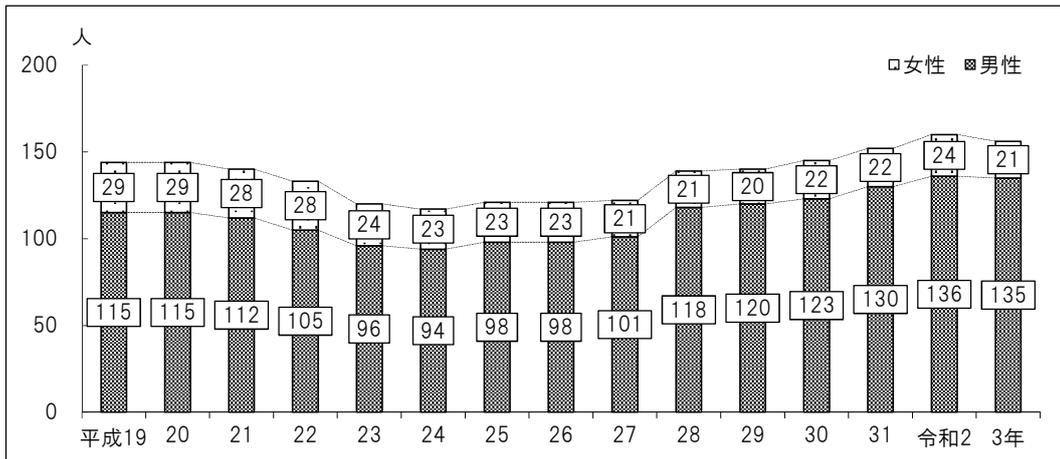
資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

◇ 漁業就業者数（香川県）



資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

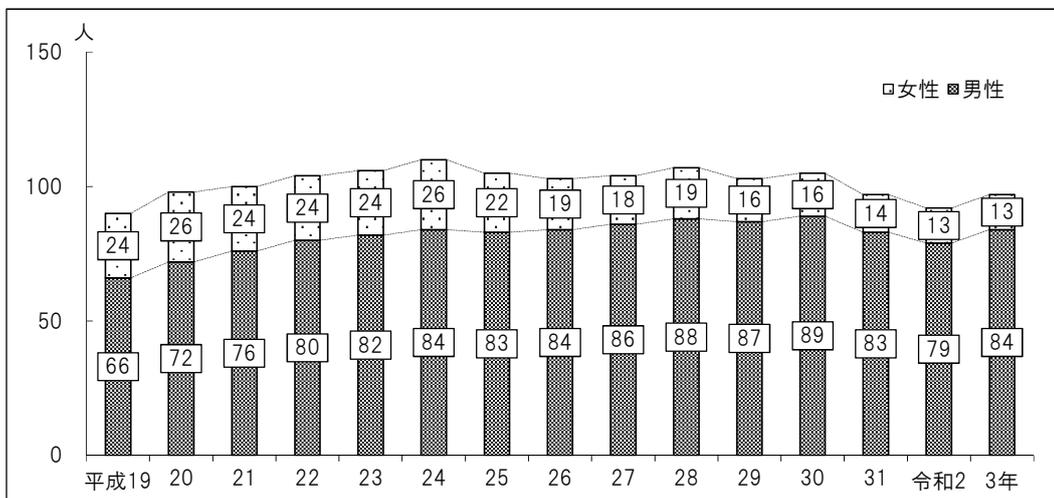
◇ 農業士数（香川県）



※各年3月31日現在

資料：香川県農業経営課調べ

◇ 指導漁業士数（香川県）



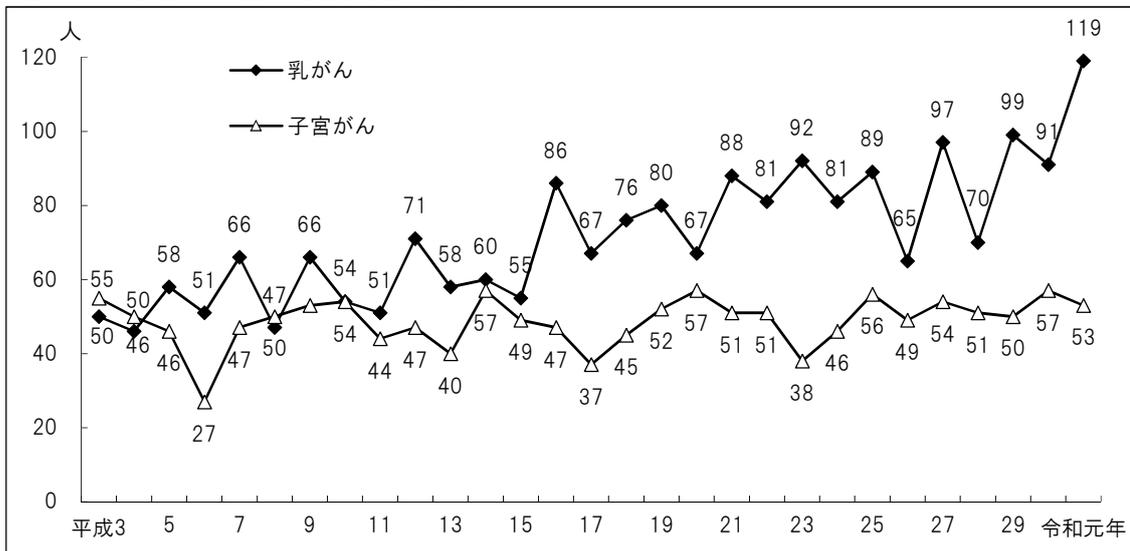
※各年3月31日現在

資料：香川県水産課調べ

7 女性の健康に関する状況

香川県では特に乳がん死亡者数が増加傾向にあります。一方、乳がん・子宮がん検診受診率は低い水準にとどまっています。

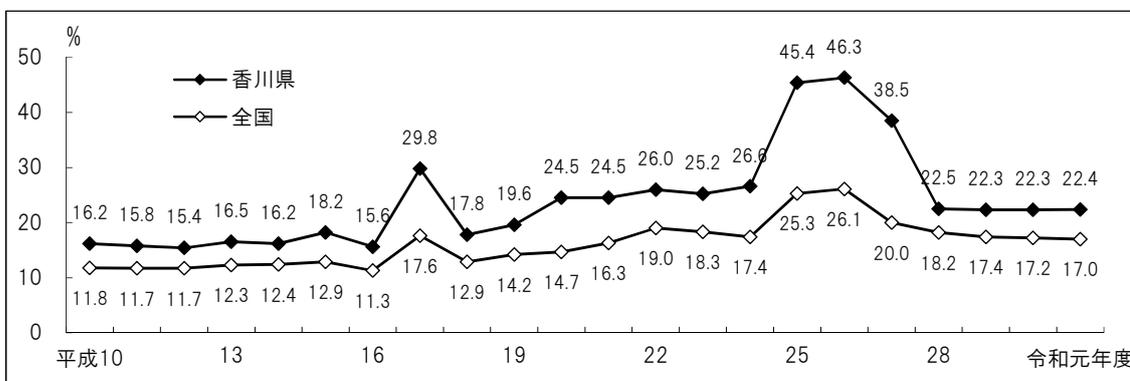
◇ 乳がん・子宮がん死亡者数（香川県）



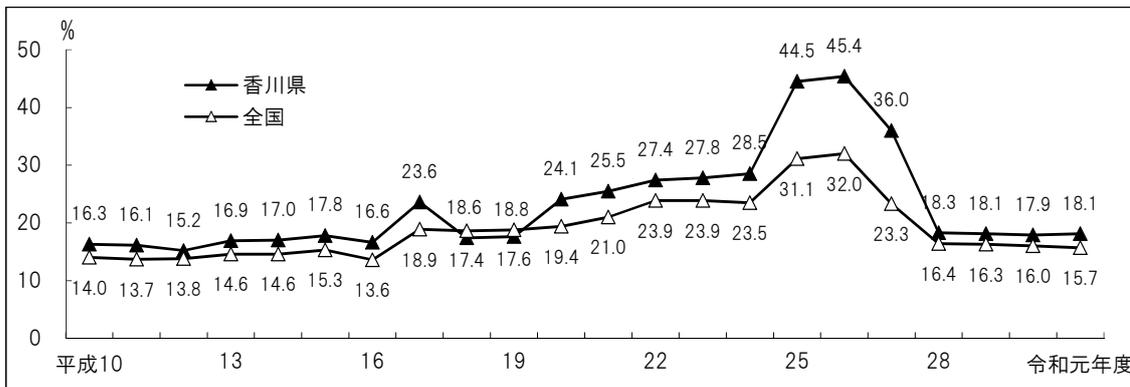
資料：厚生労働省「人口動態統計」

◇ がん検診受診率

[乳がん検診]



[子宮頸がん検診]



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

8 女性に対する暴力の状況

子ども女性相談センター及び福祉事務所の相談窓口における配偶者暴力に関する相談は約 2,000 件であり、そのほとんどが女性からの相談となっています。

被害者の年代では 30 歳代が約 27.9%と最も多く、暴力の種類では精神的暴力が約 6割を占めています。

◇ 令和 2 年度 県内の配偶者暴力相談件数

被害者からの相談状況

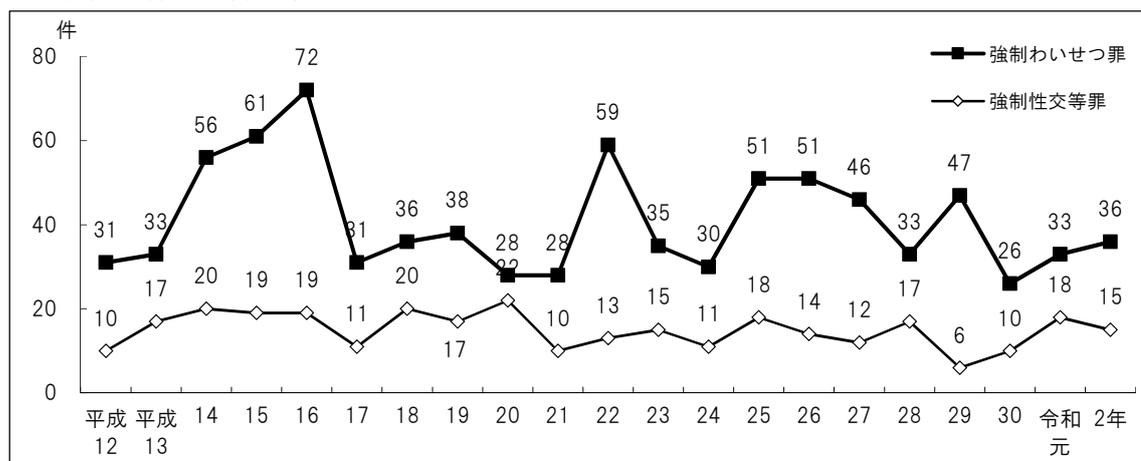
	男性	女性	総数	外国人被害者
実人員	14	858	872	15
相談延べ件数	32	1,892	1,924	41

被害者の年齢と暴力の種類（実人員内訳）

	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	不明	計
18 歳未満	0	0	0	0	0
18～19 歳	6	4	0	0	10
20 歳代	95	165	2	1	263
30 歳代	239	275	11	12	537
40 歳代	132	333	29	7	501
50 歳代	90	92	0	0	182
60 歳以上	81	61	0	0	142
不明	94	175	6	14	289
計	737	1,105	48	34	1,924

資料：香川県子ども家庭課調べ

◇ 性犯罪認知件数（香川県）



資料：警察庁「犯罪統計」

※刑法の一部が改正（H29.7.13 施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」が「強制性交等」に改められた。

香川県男女共同参画推進条例（平成 14 年 3 月 27 日 香川県条例第 3 号）

改正 平成 16 年 12 月 21 日 条例第 59 号
同 平成 25 年 12 月 20 日 条例第 62 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第八条—第十九条）
- 第三章 香川県男女共同参画審議会（第二十条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）
- 三 男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第十条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第十一条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第十二条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第十三条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

(調査研究)

第十四条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(体制の整備等)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十六条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第十七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十八条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(被害者の保護等)

第十九条 県は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「配偶者等」という。）からの第七条第三号に掲げる行為（以下「暴力的行為」という。）を受けた者（配偶者等からの暴力的行為を受けた後に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、若しくはその婚姻が取り消され、又は当該交際をする関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者（以下「加害者」という。）からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

第三章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第二十条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十三条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第二十四条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第二十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第八条第一項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十二年香川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 （平成十六年十二月二十一日条例第五十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十五年十二月二十日条例第六十二号）

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法

制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第

三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和元年法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援

することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに及び次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援

センターとしての機能を果たすようにすることができる。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった

者から引き続き身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれかの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校そ

の他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二項第一項第四号において、「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合あっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第

十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための

活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新

法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への苦情の申出にかかる処理要綱

(目的)

第一条 男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第18条第2項及び第3項に規定する県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下、「施策」という。）に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するため本要綱を定める。

(苦情の申出)

第二条 県民又は事業者は、知事に対し、施策に関して苦情を申し出ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法により、知事に提出するものとする。ただし、知事が当該方法による提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で申出を行うことができる。

- 1 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
- 2 申出の趣旨及び理由
- 3 他の制度を利用しての申出等の状況
- 4 申出の年月日

(適用除外)

第三条 知事は、施策に関する苦情の申出（以下、「申出」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、対処しないものとする。

- 1 判決、裁決等により確定した事項
- 2 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- 3 議会に請願や陳情を行っている事案に関する事項
- 4 香川県男女共同参画推進条例に基づく香川県男女共同参画審議会の委員の行為に関する事項又は香川県男女共同参画審議会の議事に関する事項
- 5 苦情の申出者が明らかでない事項

(諮問)

第四条 知事は、申出があつた場合は、申出に係る施策の実施状況を調査するとともに、申出についての意見及び必要と認めるときは申出にかかる施策の改善方針（以下、「処理方針」という。）を取りまとめ、男女共同参画審議会会長に対し、処理方針について、男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の意見を取りまとめるよう要請するものとする。

(審議への協力)

第五条 知事は、審議会が処理方針にかかる意見を取りまとめるに当たり、審議会から、資料の提出及び説明を求められたときは、これに協力しなければならない。

(処理)

第六条 知事は、審議会から、処理方針に対する意見表明があつたときは、これを参考に、県としての処理方針を決定し、処理を行うものとする。

(報告)

第七条 知事は、申出にかかる処理状況について、申出を行った者及び審議会に対して報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

苦 情 申 出 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

住 所 〒
(申 出 人) 氏 名
(法人は名称
及び代表者)
電話番号

県の男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、以下のとおり申出をします。

申出の趣旨など	
申出の理由など	
他の制度による 申出の状況	
備 考 (上記以外の連絡先など)	

香川県男女共同参画推進本部規則（昭和 34 年香川県規則第 6 号）

（設置）

第一条 香川県男女共同参画推進条例（平成 14 年香川県条例第 3 号）の円滑な施行を図るため、香川県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 本部は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的な策定及び実施に関し、関係機関の連絡及び調整を図るものとする。

（組織）

第三条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

2 本部長は知事、副本部長は副知事をもってこれに充てる。

3 部員は、審議監、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。

（職務）

第四条 本部長は、本部に関する事務を総轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部員は、本部長の命を受け、本部に関する事務を掌理する。

（幹事）

第五条 本部に幹事を置く。

2 幹事は、県職員のうち、別に定める職にある者を充て、又は委嘱する。

3 幹事は、部員を補佐し、本部に付議する事項の連絡調整に従事する。

（部会）

第六条 本部の所掌に属する事務のうち専門的事項又は技術的事項につき調査研究させるため、本部会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、部員のうちから本部長が指名する。

4 副部会長及び部会員は、県職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

5 部会において必要と認めるときは、部会に付議する事項に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事務局）

第七条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

3 事務局長、事務局次長その他の職員は、県職員のうちから知事が任命する。

4 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

5 事務局次長その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(補則)

この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、昭和 34 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日（昭和 57 年 10 月 5 日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

香川県男女共同参画推進本部組織

令和3年4月1日現在

本部長		副本部長		部 員		幹 事	
知事		副知事		審議監			
				政策部長		政策課長	
						男女参画・県民活動課長	
				文化芸術局長		文化振興課長	
				総務部長		総務学事課長	
						人事・行革課長	
						人権・同和政策課長	
				知事公室長		広聴広報課長	
						国際課長	
				危機管理総局長		危機管理課長	
				危機管理総局理事			
				環境森林部長		環境政策課長	
						みどり整備課長	
				健康福祉部長		健康福祉総務課長	
						長寿社会対策課長	
						障害福祉課長	
						医務国保課長	
						薬務感染症対策課長	
				子ども政策推進局長		子ども政策課	
						子ども家庭課	
				商工労働部長		産業政策課長	
						経営支援課長	
						労働政策課長	
				交流推進部長		交流推進課長	
				農政水産部長		農政課長	
						農業経営課長	
						畜産課長	
						水産課長	
				土木部長		土木監理課長	
				理事(都市計画・道路担当)		住宅課長	
				会計管理者(兼)出納局長		会計課長	
				病院事業管理者		県立病院課長	
				病院局長			
				教育長		教育委員会総務課長	
						義務教育課長	
						高校教育課長	
						保健体育課長	
						生涯学習・文化財課長	
				警察本部長		企画課長	
						人身安全対策課長	

かがわ男女共同参画推進員設置要綱

(目的)

- 1 この要綱は、香川県男女共同参画推進条例（平成14年香川県条例第3号。以下「条例」という。）がめざす男女共同参画社会の形成と豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するため、かがわ男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(役割)

- 2 推進員の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第8条に基づく男女共同参画計画の推進に関する普及啓発を図る。
 - (2) 男女が共に協力して実施する地域活動を推進し、社会活動への男女共同参画意識を高揚する。
 - (3) 男女共同参画に関する行政施策の推進等に協力する。
 - (4) 男女共同参画に関わる各種の相談等に対して専門機関等を紹介する。

(各種団体等と連携)

- 3 推進員は、地域の各種団体等と緊密な連絡をとり、活動するものとする。

(配置)

- 4 推進員は、県下全市町に配置する。

(委嘱)

- 5 推進員は、男女共同参画の理念等を理解し、その推進のために活発に活動する意欲があり、広く地域の実情に通じている者の中から、市町長の推薦により知事が委嘱する。

(任期)

- 6 委嘱期間は2年とする。ただし、同期間は、前条の委嘱する日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。ただし、再任は妨げないものとする。
欠員が生じたときは、補充できるものとする。ただし、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研修)

- 7 県は、推進員の資質向上や相互の連携を深めるための研修会を実施する。

(報告等)

- 8 推進員は、活動状況の報告及び施策への意見を毎年知事に提出する。

(その他)

- 9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。

かがわ男女共同参画推進員 委嘱名簿

(任期R2.4.1～R4.3.31)

市 町	氏 名
高松市 (3名)	藤田 博美
	松田 光世
	若林 友美
丸亀市 33名)	秋山 ともえ
	大池 充
	織田 博
坂出市 (3名)	岸本 祐子
	谷本 秀子
	常井 廣美
善通寺市 (3名)	岩崎 豊子
	山根 美弥子
	若宮 滝子
観音寺市 (3名)	伊瀬 理榮
	大西 やえ子
	中西 久美子
さぬき市 (3名)	檜原 秀樹
	多田 文子
	宮本 暢子
東かがわ市 (3名)	坂下 尚子
	平島 涼代
	山口 大輔

市 町	氏 名
三豊市 (3名)	小林 万利子
	橋本 とき代
	柚本 計悟
土庄町 (2名)	竹内 笑子
	中村 数幸
小豆島町 (2名)	佐々木 美穂
	吉元 芳美
三木町 (2名)	長尾 周子
	吉田 裕樹
直島町 (2名)	石川 昭子
	山下 玲子
宇多津町 (2名)	香川 絹子
	山田 一恵
綾川町 (2名)	岡田 有里加
	宮崎 絹代
琴平町 (2名)	寺岡 伊代
	吉田 寛子
多度津町 (2名)	濱田 幸子
	山崎 忍
まんのう町 (2名)	石田 佑哉
	森本 まり子

(敬称略)

計42名

香川県男女共同参画審議会委員

		氏名	所属等
1	会長	柴田 潤子	香川大学男女共同参画推進室長
2	委員	相川 恵祐	NHK高松放送局長
3	委員	安藤 幸代	香川県看護協会会長
4	委員	安藤 照文	香川県商工会議所連合会専務理事
5	委員	伊賀瀬 智	公募委員
6	委員	越智 愛	公募委員
7	委員	春日 あけみ	香川県人権擁護委員連合会 男女共同参画委員会 委員長
8	委員	上川 祥代	JA香川県女性部副部長
9	委員	合田 誠	香川県小学校長会副会長
10	委員	佐藤 真理子	香川労働局雇用環境・均等室長
11	委員	高塚 順子	高松短期大学教授
12	委員	徳倉 康之	NPO法人ファザーリング・ジャパン理事
13	委員	中村 貴紀	香川県町村会事務局長
14	委員	藤本 智子	弁護士
15	委員	吉岡 和子	香川県各種女性団体協議会長

敬称略

定数:15名以内
委員の任期:令和4年4月30日まで

令和3年度版 かがわの男女共同参画

令和3年 月

香川県政策部男女参画・県民活動課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話 087-832-3197

FAX 087-831-1165

URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/sankaku/kfvn.html>